平成２９年度
税制改正の概要

日時　：　平成２９年５月１７日（水）　13：30～16：00
会場　：　ウインクあいち　愛知県産業労働センター
１３階　１３０２会議室

税理士法人 みらい
公認会計士 辻中事務所

第１章　個人所得課税 5

(1)　配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し 5

①　配偶者控除 5

②　配偶者特別控除 5

③　給与所得者の扶養控除等申告書等の整備 6

(2)　NISA 等の見直し 7

①　積立ＮＩＳＡの創設と現行ＮＩＳＡとの選択適用 7

②　ロールオーバーの場合の上限撤廃 7

(3)　特定口座年間取引報告書等に関する変更 8

①　確定申告に添付する特定口座年間取引報告書の範囲 8

②　特定口座異動届 8

(4)　住宅に係る所得税額控除の見直し 8

①　現行の所得税額控除 8

②　改正の概要 9

(5)　災害等に関する税制上の措置 10

①　住宅ローン控除の特別控除 10

②　その他の特例 10

(6)　所得税の届出書 11

(7)　セルフメディケーション税制 11

①　セルフメディケーション税制とは 11

②　対象者 12

③　対象となる医薬品 12

④　確定申告 12

⑤　適用要件と経過措置 13

第２章　資産課税 15

(1)　事業承継税制の見直し 15

①　災害等の被災者に係る特例の適用の緩和（セーフティネット） 15

②　雇用確保要件についての端数処理の変更による緩和 16

③　贈与税の納税猶予制度の適用対象拡大による緩和 17

④　認定相続承継会社の要件緩和 17

(2)　相続税、贈与税の納税義務の見直し 19

①　納税義務者 19

②　納税義務者の概要図 20

(3)　タワーマンションに係る固定資産税の見直し 21
(4)　災害に関する税制上の措置 22
①　直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置 22
②　災害が発生した場合における相続・贈与税における財産評価 22
③　非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予 22
④　山林に係る相続税の納税猶予 22
(5)　医療法人に関する税制改正 23
①　医療法人の分類と設立 23
②　出資持分なし医療法人への移行計画 23
③　持分の異動 23
④　改正前の出資持分への移行に係る贈与税の納税猶予 24
⑤　改正の概要 24
(6)　物納順位の見直し 25
(7)　財産評価の見直し 25
①　取引相場のない株式の評価の見直し 26
②　立木の評価の見直し 26
③　広大地の評価の見直し 26
④　株式保有特定会社の判断基準の見直し 27
第３章　法人課税 28
(1)　研究開発税制の見直し 28
①　研究開発税制の概要 28
②　現行制度と改正点の概要 29
(2)　所得拡大促進税制の見直し 31
①　所得拡大促進税制とは 31
②　現行制度と改正点 31
(3)　確定申告書の提出期限の延長の特例の見直し 32
(4)　役員給与に関する整備 33
(5)　組織再編税制の改正 34
①　スピンオフ制度による適格組織再編 34
②　吸収合併及び株式交換の適格要件に係る対価要件の見直し 36
③　組織再編成の適格要件の見直し 36
④　特定資産に係る譲渡等損失額、欠損等法人の制限措置 38
⑤　営業権の償却 39

⑥　時価評価対象資産の見直し 39

(6)　中堅・中小事業者の支援 40

①　地域中核企業向け設備投資促進税制の創設 40

②　中小企業向け設備投資促進税制の拡充 41

③　中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長 43

(7)　地方拠点強化税制の拡充 43

①　適用対象法人 43

②　概要 43

③　雇用促進税制及び地方拠点強化税制の概要 44

(8)　納税環境の整備 44

(9)　災害に関する措置の常設化 45

①　災害損失の繰戻還付 45

②　仮決算の中間申告による所得税額の還付 46

③　被災代替資産等の特別償却 46

(10)　その他の租税特別措置等 47

①　土地等の譲渡益に対する追加課税制度の停止期限の延長 47

②　特定資産の買換えの場合等の課税の特例の見直し 47

③　高所得中小企業の租税特別措置の適用停止 47

第４章　消費課税 48

(1)　酒税改革 48

①　酒税の税率の見直し 48

②　酒類の定義の見直し 49

(2)　車体課税の見直し 50

①　国税（自動車重量税） 50

②　地方税（自動車取得税・自動車税・軽自動車税） 50

(3)　災害に関する消費税制上の措置 51

①　課税事業者選択届出書等の提出時期に関する特例 51

②　中間申告書の提出不要 51

(4)　到着時免税店の導入 52

(5)　仮想通貨（ビットコイン）に係る課税関係の見直し 52

第５章　国際課税 53

(1)　外国子会社合算制度等 53

① 改正の背景と問題点 53
② 改正の全体像 54
③ 合算対象とされる外国関係会社等 55
④ 会社単位の合算課税制度 55
⑤ 受動的所得の合算課税制度 57
⑥ 外国関係会社に係る財務諸表等の添付等 58
⑦ 事例 58

(2) 非永住者の課税所得の見直し等 60

① 非永住者の課税所得の見直し 60
② 100%子法人株式の現物分配に係る改正 60
③ 租税条約の相互主義手続きの改正に伴う国内法の整備 61

第６章 納税環境の整備 62

(1) 国税犯則調査手続等の見直し 62

(2) 災害等による期限延長制度における延長手続の拡充 62

第１章　個人所得課税

概　要

- 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われます。
- ＮＩＳＡ等に関するが見直しがなされ、積立ＮＩＳＡが創設されます。
- 特定口座年間取引報告書等について見直しが行われます。
- 住宅に係る所得税額控除の見直しが行われます。
- 災害等に関する税制上の措置が講じられます。
- セルフメディケーション税制が平成 29 年分より適用できます。

(1)　配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

- 改正の内容

①納税者の合計所得金額に応じて配偶者控除額が変わります。

②配偶者特別控除対象者となる配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下へ拡大されます。

③上記改正に伴い、給与所得者の扶養控除等申告書が整備されます。

①　配偶者控除

配偶者控除は、納税者の合計所得金額が 1,000 万円以下である場合のみ適用となり、かつ合計所得金額が 900 万円超 1000 万円以下の場合、所得に応じての控除額となります。

- 現行制度と改正点

改正前	
控除額	
控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
38 万円	48 万円

改正後		
納税者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900 万円以下	38 万円	48 万円
950 万円以下	26 万円	32 万円
1,000 万円以下	13 万円	16 万円

②　配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の範囲並びに配偶者特別控除額が改正されます。

イ、控除対象の配偶者

配偶者の合計所得金額が、現行の 38 万円超 76 万円未満から、38 万円超 123 万円以下へ拡大されます。

ロ、配偶者特別控除額

配偶者特別控除額は、納税者の合計所得金額に応じての控除額となります。

● 現行制度と改正点

改正前	
配偶者の合計所得金額	控除額
38 万円超　40 万円未満	38 万円
40 万円以上 45 万円未満	36 万円
45 万円以上 50 万円未満	31 万円
50 万円以上 55 万円未満	26 万円
55 万円超 60 万円未満	21 万円

改正前	
配偶者の合計所得金額	控除額
60 万円以上 65 万円未満	16 万円
65 万円以上 70 万円未満	11 万円
70 万円以上 75 万円未満	6 万円
75 万円以上 76 万円未満	3 万円

改正後			
配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得 900 万円以下	納税者の合計所得 950 万円以下	納税者の合計所得 1,000 万円以下
	控除額	控除額	控除額
38 万円超 85 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円
85 万円超 90 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円
90 万円超 95 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
95 万円超 100 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
100 万円超 105 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
105 万円超 110 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
110 万円超 115 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
115 万円超 120 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
120 万円超 123 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円

③　給与所得者の扶養控除等申告書等の整備

上記①及び②の改正に伴い、下記申告書の記載事項が見直されます。

・給与所得者の扶養控除等申告書

・給与所得者の配偶者特別控除申告書

・公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

● 適用時期

所得税は平成 30 年分以後、住民税は平成 31 年分以後からの適用となります。

(2) NISA 等の見直し

- 改正の内容

①現行のＮＩＳＡに加え、積立ＮＩＳＡが創設され、両者の選択適用ができます。

②ロールオーバーの場合の上限が撤廃されます。

① 積立ＮＩＳＡの創設と現行ＮＩＳＡとの選択適用

現行ＮＩＳＡは、投資対象商品が多く、非課税期間が 5 年間と短いことから、積立による利用が少なく（総口座数の約 1 割）、非稼働口座が 50%以上です。

少額で長期の投資を促進するため、対象商品を限定した積立ＮＩＳＡを創設し、現行ＮＩＳＡとの選択適用ができるようになります。

	積立ＮＩＳＡ　いずれかを選択	現行ＮＩＳＡ
非課税対象	非課税口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益	
年間の 投資上限額	４０万円	１２０万円 （平成 26・27 年は１００万円）
非課税期間	２０年間	５年間
口座開設 可能期間	２０年間 （平成 30 年～平成 49 年）	１０年間 （平成 26 年～平成 35 年）
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の 公募等株式投資信託	上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な 方法で投資	制限なし

② ロールオーバーの場合の上限撤廃

現行ＮＩＳＡの場合、非課税期間が終了すると、課税口座への払出しをするか、120 万円を限度に、翌年の非課税投資に移行する（これを「ロールオーバー」といいます）を選択することができます。

翌年の非課税投資に移行する場合、「120 万円」という上限を撤廃し、全てを移行することができるようになります（ジュニアＮＩＳＡも同様）。

- 適用時期

平成 30 年 1 月 1 日からの適用となります。

(3)　特定口座年間取引報告書等に関する変更

- 改正の内容

①確定申告に添付する特定口座年間取引報告書の範囲が変更になります。

②特定口座の設定又は廃止異動届出書について、マイナンバーの記載を要しないこととなります。

①　確定申告に添付する特定口座年間取引報告書の範囲

金融商品取引業者等から電磁的方法（電子メール等）により交付を受けた特定口座年間取引報告書の電磁的記録（電子メールの内容等）を印刷したものが加えられます。

②　特定口座異動届

特定口座（特定保管勘定又は特定信用取引等勘定）の設定又は廃止する場合に提出する特定口座異動届について、マイナンバーの記載を要しないこととされます。

- 適用時期

①については平成 31 年分以後、②については平成 29 年 4 月 1 日以後に提出するものについて適用されます。

(4)　住宅に係る所得税額控除の見直し

- 改正の内容

①特定増改築等住宅ローン控除の適用対象工事に、特定省エネ改修工事と併せて行う耐久性向上改修工事が追加されました。

②自己資金による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税の特別控除の対象に、耐久性向上改修工事が追加されました。

③使用者からの住宅借入金の範囲が拡大されました。

①　現行の所得税額控除

現行、住宅取得や住宅改修を促進するため、住宅の取得や改修に関しては、次のような所得税額控除の制度が設けられています。

＜現行の住宅取得等に係る所得税額控除＞

項目	区分	内容
住宅借入金等特別控除	住宅を取得した場合	新築又は中古住宅の取得
	住宅を増改築した場合	一般の増改築
特定増改築等住宅借入金等特別控除	高齢者等居住改修工事等	バリアフリー改修工事
	断熱改修工事等	省エネ改修工事
	多世帯同居改修工事等	二世帯以上が居住できる改修工事
自己資金改修等による特別控除	耐震改修した場合	一定要件を満たす耐震改修工事
	高齢者等改修、断熱改修、多世帯同居改修工事	内容は特定増改築等住宅借入金控除における改修と同じ

（注）一般の住宅借入金等特別控除の適用期間は 10 年間（最高 400 万円）、特定増改築等住宅借入金の場合には 5 年間（最高 62.5 万円）の適用です。

② 改正の概要

イ、特定増改築等住宅等ローン控除の適用対象となる改修工事の追加

特定増改築等住宅等ローン控除の適用対象となる工事に特定の省エネ改修工事と併せて行う「耐久性向上改修工事」が加えられました。

● 耐久性向上改修工事とは

対象改修工事等	イ、①小屋裏、②外壁、③浴室、脱衣室、④土台、軸組等、⑤床下、⑥基礎若しくは⑦地盤に関する劣化対策工事 ロ、給排水管若しくは給湯管に関する維持管理若しくは更新を容易にするための工事
適用要件	イ、一定規模の修繕若しくは模様替えであること。 ロ、認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づくものであること。 ハ、改修等が増改築による長期優良住宅の認定基準に適合すること。 ニ、工事費用（補助金等を除く）額が 50 万円を超えること。

ロ、既存住宅の改修工事に係る所得税額の特別控除の拡充

自己資金による既存住宅の改修工事に係る所得税額の特別対象となる工事に「一定の耐久性向上改修工事」で耐震改修工事、省エネ改修工事と併せて行うものが加えられました。

ハ、使用者からの住宅借入金の範囲拡大

使用者等から使用人として貸付を受けた住宅借入金等のうち、住宅借入金等特別控除の対象となる住宅ローン等の範囲が拡大され、その借入利率が０．２％以上（現行１％以上）のものも対象となります。

- 適用時期

上記イ及びロは、平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に自己の居住の用に供する場合について適用され、上記ハは、平成 29 年 1 月 1 日以後に居住用家屋を自己の居住の用に供する場合について適用されます。

(5)　災害等に関する税制上の措置

- 改正の内容

①災害により居住できなくなった場合の住宅ローン控除適用年度が変更になります。
②その他、災害等の一定の事由が生じた場合には、税制上の支援措置が講じられます。

①　住宅ローン控除の特別控除

災害により居住の用に供することが出来なくなった場合、居住出来なくなった年に限り特別控除の適用を受けることができましたが、改正により翌年度以降も適用が受けることができるようになります。

ただし、次に該当する年分以降は適用できません。

イ、被災を受けた土地に賃貸又は賃貸用（無償を含む）建物を建築し、賃貸した場合
ロ、被災を受けた土地を譲渡し、居住用財産の買換え等の特例を受ける場合
ハ、再建住宅に関し、住宅ローン控除を受ける場合

（なお、再建支援法適用者は、上記イ又はハの場合、従前の住宅ローン控除を継続して適用できます。二重控除可。）

- 適用時期

平成 29 年分以後の所得税から適用となります。

②　その他の特例

イ、財形非課税貯蓄を解約したした場合の利子等の遡及課税の免除
ロ、被災市街地復興推進地域内等にある土地を土地開発公社に譲渡した場合の特例
ハ、特定非常災害のため、買換え資産の取得が困難となる場合の特例
ニ、被災市街地復興事業により、換地処分により土地を取得した場合の特例
ホ、被災市街地域内等にある土地を特定住宅造成事業のために譲渡した場合の特例

(6) 所得税の届出書

● 改正の内容

所得税の届出について、次に定める税務署長への提出が不要となります。

届出書	提出が不要となる税務署
納税地に変更に関する届出書	変更後の納税地の所轄税務署長
納税地の異動に関する届出書	異動後の納税地の所轄税務署長
事業の開業・廃業等届出書	納税地の所轄税務署長以外の税務署長
給与支払事務所等の移転届出書	移転後の事務所等の所在地の所轄税務署長

(7) セルフメディケーション税制

● 改正の内容

①医療費控除の特例としてセルフメディケーション税制創設

健康の維持増進及び疾病の予防への取組に対し、税制上の支援措置

②対象者

定期健診、がん検診等、一定の健康の維持増進及び疾病の予防に取組む者

③控除の対象となる市販薬

控除の対象となる特定一般用医薬品（スイッチＯＴＣ医薬品）

④所得控除額

医薬品の年間購入額が 12,000 円を超える場合、88,000 円を限度に所得控除

⑤医療費控除との選択適用

セルフメディケーション控除は、医療費控除と重複して適用できません。

① セルフメディケーション税制とは

健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に、特定一般用医薬品（医師により処方される医薬品から薬局で購入できるＯＴＣ医薬品に転用された医薬品、これを「スイッチＯＴＣ医薬品」という）を購入した場合、その年中に支払った金額（保険金などで補填される部分を除きます。）のうち 12,000 円を超える部分（限度額：88,000 円）を、その年分の所得金額から控除することができます。

② 対象者

セルフメディケーション税制を利用するためには、以下の要件を満たす必要があります。

要件	イ、所得税及び住民税の課税対象者であること
	ロ、年間でスイッチＯＴＣ医薬品を 12,000 円超購入していること （生計を一にしている配偶者その他の親族に係る購入額合算可）
	ハ、確定申告をする者が、いずれかを受けていること （健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組） ○ 保険者が実施する健康診査 ○ インフルエンザや高齢者向け肺炎球菌ワクチンなどの予防接種 ○ 勤務先で実施する定期健康診断 ○ 特定健康診査（いわゆるメタボ健診） ○ 市町村が実施するがん検診等 注）申告者が任意（全額自己負担）で受けた健康診査等は含まれません。

③ 対象となる医薬品

対象となるスイッチＯＴＣ医薬品は、医薬用医薬品から要指導・一般用医薬品への添付が認められた 83 成分を含む要指導・一般医薬品をいいます。対象となるスイッチＯＴＣ医薬品には、イブプロフェンを含んだ風邪薬や、インドメタシンを含んだ湿布薬などがあります。

一部の製品については、対象医薬品のパッケージに税制対象である旨を示す識別マーク（右記）がつけられています。

（出典：日本一般用医薬品連合会ＨＰ）

④ 確定申告

この税制の適用を受ける場合には、セルフメディケーション税制の適用に関する事項を記載した確定申告書に、スイッチＯＴＣ医薬品の領収書、取り組みを行ったことを明らかにする書類を添付、または提示することが必要となります。

- 確定申告の際に必要な書類等

イ、対象となるスイッチＯＴＣ医薬品を購入した際の領収書
下記5項目が記載されていること
①商品名　対象商品に「★」等のマークが付されています。
②金額
③当該商品がセルフメディケーション税制の対象商品である旨の記載
④販売店名
⑤購入日

※対象商品レシートの例

（出典：日本一般用医療品連合会ＨＰ）

ロ、一定の取組みを行ったことを明らかにする証明書類

イ）インフルエンザの予防接種又は定期予防接種（高齢者向け肺炎球菌ワクチン等）の領収証又は予防接種済証

ロ）市町村のガン健診の領収証又は結果通知表

ハ）職場で受診した定期健康診断の結果通知表（「定期健康診断」又は「勤務先名称」の記載が必要です）

二）特定健康診査の領収証又は結果通知表（「特定健康診査」又は「保険者名」の記載が必要です）

ホ）人間ドックやガン検診を始めとする各種健診（検診）の領収証又は結果通知書（「勤務先名称」又は「保険者名」の記載が必要です）

⑤　適用要件と経過措置

イ、適用要件

医療費控除又はセルフメディケーション税制の適用を受ける場合は、現行の「医療費のレシート又は医療品購入費のレシート」の添付又は提示の代わりに、「医療費の明細書又は医療品購入費の明細書」の添付が必要となります。併せて、レシートについては、5年間保存しなければなりません。

ロ、経過措置

平成 29 年分から平成 31 年分までの確定申告については、現行の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示により、医療費控除又はセルフメディケーション税制の適用ができます。

- 適用時期

  平成 29 年分以後の所得税から適用となります

「一定の取組」の証明方法について

○　所得控除を受けるための、健康の保持増進及び疾病の予防への主な取組は下記になります。該当する書類を、確定申告の際に提出・提示ください。

提出書類には次の①～③の記載が必要です。①氏名、②取組を行った年（平成 29 年１月１日以降に受診し、確定申告の対象となる年と同一の年に受診したものであること）、③事業を行った保険者、事業者若しくは市町村（特別区を含む）の名称又は診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名。

（「はい」→　「いいえ」「不明」→）

A．インフルエンザの予防接種を受けた（告示第２号）

- 領収書等を提出
- B．市町村のがん検診を受診した（第５号）
  - 領収書、又は結果通知表を提出
  - C．会社の定期健康診断を受診した（第３号）
    ⇒かつ、結果通知表に「定期健康診断」の記載がある
    - 結果通知表を提出
    - D．特定健康診査を受診した（第４号）
      ⇒かつ、領収書、結果通知表に「特定健康診査」の記載がある
      - 領収書、又は結果通知表を提出
      - E．定期健康診断（C）、特定健康診査（D）、又は人間ドック等（※１）の健康診査（第１号）を受診した

注）領収書は原本提出
　保険者等に提出し、お手元にない場合は、他の証明書類（結果通知表等）をご活用下さい

注）結果通知表は、
①コピー提出可
②健診結果部分は不要
（黒塗り又は該当部分の切り取りをお願いします）

【常時使用される労働者の方】
結果通知表に
・勤務先名（定期健康診断の場合）
・保険者名（各健康保険組合等）
　のいずれかの記載がある場合

【左記以外の方】
結果通知表に
・保険者名（Ａ市国民健康保険等。単に市町村名のみの記載を除く）
　の記載がある場合

- 勤務先（※２）又は保険者に証明を依頼してください
- 結果通知表を提出
- 保険者に証明を依頼してください

（※１）人間ドックの他、保険者が実施する骨粗鬆症検診やがん検診等の健康診査。
上記以外にも、特定保健指導を終了した場合や、定期の予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種）を受けた場合は「一定の取組」に該当します。
（※２）勤務先は定期健康診断の場合。

（出典：厚生労働省資料）

第２章　資産課税

概　要

- 非上場株式に係る相続・贈与税の納税猶予制度の見直しが行われます。
- 相続・贈与税の納税義務の見直しが行われます。
- タワーマンションの固定資産税等の計算の見直しが行われます。
- 災害に関して、要件の免除や評価の特例措置が講じられます。
- 出資持分あり医療法人から出資持分なし医療法人への移行計画に税制上の措置が改正となります。
- 相続税の物納における上場株式等の見直しが行われます。
- 財産評価の見直しが行われます。

(1) 事業承継税制の見直し

- 改正の内容

非上場株式等の相続・贈与を受けた場合の納税猶予制度は適用要件が厳しく、実際の適用が難しいことから、年々適用要件が緩和されています。本年度の緩和措置は次のとおりです。

①被災者に係る適用要件の緩和
②雇用確保要件の緩和
③相続時精算課税贈与が適用対象
④認定相続承継会社の要件緩和

①　災害等の被災者に係る特例の適用の緩和（セーフティネット）

災害、事故、取引先の倒産等（以下「災害等」という）の被災者等がこの制度の適用を受ける場合に、適用対象となる会社の認定等の時期において、次の措置が講じられています。

イ、災害等の発生前に円滑化法の認定を受けている（または受けようとしている）場合
災害等により受けた被害に応じて、認定承継会社の雇用確保要件の免除等をするとともに、被害を受けた会社が破産等した場合には、経営承継期間内であっても猶予税額が免除されます。

ロ、災害等の発生後に円滑化法の認定を受けようとする場合

上記イの措置に加えて、事前役員就任要件が緩和されます。

【セーフティネット規定】

○災害や取引先の倒産等が生じた場合には、影響の程度に応じて雇用要件等を緩和する。
・災害による被害を受けた場合は、雇用要件の免除等により取消リスクを軽減
・災害、事故、取引先の倒産等により売上高が減少した場合、減少割合に応じて雇用要件を緩和

		災害		災害・事故・取引先の倒産・取引先の事業縮小
要件	被害・影響の程度・態様	(1)資産の被害が大きい会社	(2)従業員の多くが属する事業所が被災した会社	(3)売上高が大幅に減少した会社
		被害を受けた資産／総資産 ≧30% 「被害を受けた資産」とは、災害により滅失した資産をいい、一定の非事業用資産を除く。	被災事業所の従業員数／従業員の総数 ≧20% 「被災事業所」とは、災害により損壊し、災害直後6ヵ月間、従業員が本来業務に従事できなかった事業所をいう。	信用保証制度におけるセーフティネット保証の経産大臣指定がなされている場合で、売上高が減少した場合。 事由発生後6ヵ月間の売上高／前年同期間の売上高 ≦70%
効果	事業継続要件の免除・緩和	◎次の事業継続要件を免除 ①雇用80%確保 ②資産管理会社に非該当	◎次の事業継続要件を免除 ①雇用80%確保 ②資産管理会社に非該当 ※被災事業所に係る雇用80%確保要件が免除の対象となる	◎売上高の回復に応じて次の事業継続要件を緩和 ①雇用80%確保 ②資産管理会社に非該当(災害・事故の場合)
	免除事由追加	◎破産等した場合は、事業継続期間内(適用から5年間)であっても猶予税額を免除		
	経産大臣認定の要件の緩和	◎次の認定要件を免除 ①雇用80%確保 ②資産管理会社に非該当 ③後継者の直前役員就任(相続)		◎(共通)次の認定要件を免除 ①雇用80%確保 ◎(災害・事故)次の認定要件を免除 ②資産管理会社に非該当 ③後継者の直前役員就任(相続)

(出典：経済産業省資料)

- 適用時期

平成 29 年 1 月 1 日以後に相続・贈与により取得する財産ついて適用されます。

② 雇用確保要件についての端数処理の変更による緩和

納税猶予の取消事由に係る雇用確保要件について、相続開始時又は贈与時の常時使用従業員数に 100 分の 80 を乗じて計算した数に 1 人に満たない端数があるときは、切捨てになります（現行は切上げ）。

ただし、相続開始時又は贈与時の常時使用従業員数が 1 人の場合には、ゼロではなく 1 人となります。

○事業承継税制の雇用要件について、これまで維持すべき従業員数（5年平均で8割）を計算する際に端数を切り上げていたところを、切り捨てることとする。
○これにより、特に人手不足の影響を受けやすい従業員5人未満の企業の従業員が1人減った場合でも、雇用要件を満たすことが可能となる。

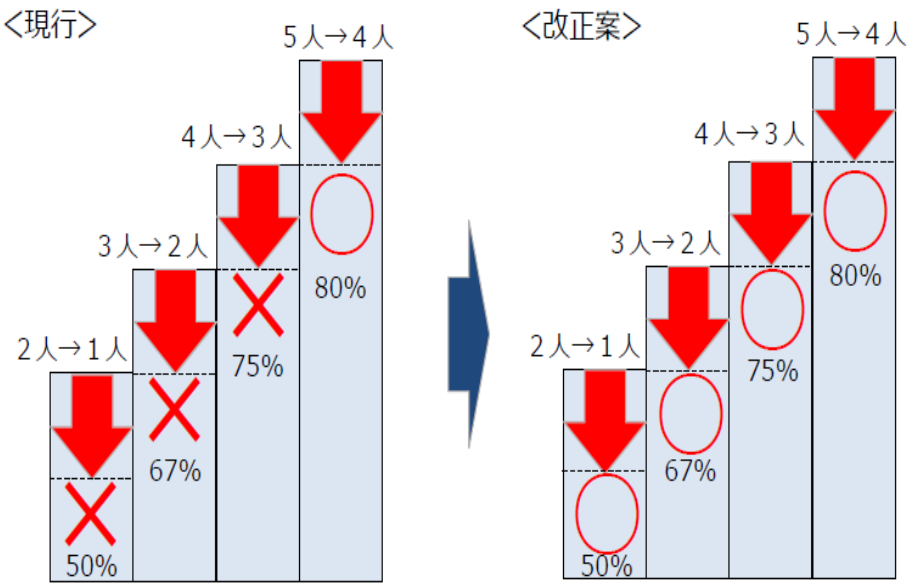

（注）従業員１人の企業が従業員ゼロになった場合には、適用できない。

※アンケートによれば、従業員数２～４人の企業で従業員数が減少した企業のうち約８割が、従業員１人しか減少していない。 ⇒ 今回の改正でこれらの企業も雇用要件を満たすことが可能に。

（出典：経済産業省資料）

③ 贈与税の納税猶予制度の適用対象拡大による緩和

相続時精算課税に係る贈与が、贈与税の納税猶予制度の適用対象に加えられることになります。

④ 認定相続承継会社の要件緩和

非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予制度における認定相続承継会社の要件について、中小企業者であること及び当該会社の株式等が非上場株式に該当することとする要件が撤廃されます。

- 適用時期

平成 29 年 1 月 1 日以後に相続又は贈与により取得する財産に係る相続税・贈与税について適用されます。

（参考）現行の事業承継税制の概要

○事業承継税制とは、後継者が、経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の株式等を現経営者から相続又は贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予される特例制度。

<認定の要件> 中小企業者であること、上場会社・風俗会社でないこと、従業員が1名以上いること、資産運用会社に該当しないこと 等

※平成25年度改正（平成27年1月施行）により親族外承継を対象化。

制度概要 経済産業大臣の認定件数 相続 959件 贈与 626件 （平成20年10月～平成28年8月）

相続税の納税猶予制度

○後継者が納付すべき相続税のうち、相続により取得した非上場株式等(注)に係る課税価額の80%に対応する額が納税猶予される。

(注)相続前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、発行済議決権株式総数の2／3に達するまでの部分に限る。

贈与税の納税猶予制度

○後継者が納付すべき贈与税のうち、贈与により取得した非上場株式等(注)に係る課税価額の**全額**に対応する額が納税猶予される。

(注)贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、発行済議決権株式総数の2／3に達するまでの部分に限る。

○相続税・贈与税の申告期限から5年間は、以下の要件を満たして事業を継続することが必要。

①雇用の8割以上を5年間平均で維持 ※平成25年度改正（平成27年1月施行）前は、雇用の8割以上を毎年維持

②後継者が代表を継続

③先代経営者が代表者を退任（有給役員として残留可）（贈与税）

※平成25年度改正（平成27年1月施行）前は先代経営者が役員を退任

④対象株式を継続して保有

⑤上場会社、資産管理会社、風俗関連事業を行う会社に該当しないこと 等

27

（出典：経済産業省資料）

(2) 相続税、贈与税の納税義務の見直し

● 改正の内容

①一時居住者の創設

出入国管理及び難民認定法の在留資格を有して一時的に滞在する者を一時居住者とし、納税義務者の区分を新たに創設します。

（注）一時的な滞在

相続開始前 15 年以内において、日本国内に住所を有する合計期間が 10 年以下の滞在をいいます。また、一時居住者の要件を満たす被相続人を一時居住被相続人といいます。

②非居住被相続人の創設

納税義務の範囲の見直しのため、非居住被相続人概念を導入します。次のいずれかに該当する場合には、非居住被相続人となります。

イ、相続開始時に日本に住所を有さず、かつ相続開始前 15 年以内において、日本国内に住所を有する合計期間が 10 年以下の被相続人で、加えてこの期間において日本国籍を有しない者

ロ、相続開始前 10 年以内のいずれの時においても日本国内に住所を有しない被相続人

③租税回避の抑制

租税回避を抑制するため、国外に住所を有する相続人又は被相続人（外国籍で一時的滞在していたものを除く）が相続開始前 10 年以内のいずれかにおいて国内に住所を有していたことがある場合には、国外財産も相続税の課税対象になります。

① 納税義務者

次のイ及びロに該当する場合には無制限納税義務者（世界中の財産が課税対象）となり、ハに該当する場合には制限納税義務者（日本国内にある財産が課税対象）となります。

イ、相続人が居住者で、次のいずれかに該当する者

（イ）相続人が「一時居住者」でない者

（ロ）相続人は「一時居住者」であるが、被相続人が「一時居住者」又は「非居住者」でない者

ロ、相続人が非居住者で、次の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当する場合

（イ）相続人が日本国籍を有する者で、次のいずれかに該当する場合

Ａ、相続開始前 10 年以内のいずれかの時期に日本に住所を有していた者

Ｂ、相続人は相続開始前 10 年以内のいずれの時にも日本に住所を有していないが、被相続人が「一時居住者」又は「非居住者」でない者

（ロ）相続人が日本国籍を有しない者で、被相続人が「一時居住者」又は「非居住者」でない場合

ハ、相続人が次のいずれかに該当する場合

（イ）相続開始時において日本国内に住所を有するが、上記イに該当しない者

（ロ）相続開始時において日本国内に住所を有しないが、上記ロに該当しない者

② 納税義務者の概要図

改正後の納税義務者は、次のようになります。

[改正後]

<table>
<tr><th rowspan="3">相続人
受贈者
被相続人
贈与者</th><th colspan="2" rowspan="2">国内に住所あり</th><th colspan="3">国内に住所なし</th></tr>
<tr><th colspan="2">日本国籍あり</th><th rowspan="2">日本国籍なし</th></tr>
<tr><th>短期滞在の外国人(※1)</th><th>10年以内に住所あり</th><th>10年以内に住所なし</th></tr>
<tr><td colspan="2">国内に住所あり</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">短期滞在の外国人
(※1)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">国内に住所なし</td><td colspan="2">10年以内に住所あり</td><td></td><td colspan="3">国内・国外財産ともに課税</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>短期滞在の外国人
(※2)</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">国内財産のみに課税</td></tr>
<tr><td colspan="2">10年以内に住所なし</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

(注) 図中□部分は国内・国外財産ともに課税。□部分は国内財産のみに課税。
※1　出入国管理及び難民認定法別表第1の在留資格の者で、過去15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下の者
※2　日本国籍のない者で、過去15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下の者

（出典：平成 29 年度財務省　税制改正パンフレット）

（注）概要図の被相続人欄において、国内に住所ありの短期滞在の外国人は「一時居住被相続人」であり、国内に住所なしの短期滞在の外国人は「非居住被相続人」です。

● 適用時期

平成 29 年 4 月 1 日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。

＜参考＞改正前の納税義務者の概要

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">相続人
受贈者
被相続人
贈与者</td><td rowspan="2">国内に居住</td><td colspan="3">国外に居住</td></tr>
<tr><td colspan="2">日本国籍あり</td><td rowspan="2">日本国籍なし</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>5 年以内に国内に住所あり</td><td>左記以外</td></tr>
<tr><td colspan="2">国内に居住</td><td colspan="3" rowspan="3">国内財産・国外財産ともに課税</td><td rowspan="3">国内財産のみに課税</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国外に居住</td><td>5 年以内に国内に住所あり</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td></td><td></td></tr>
</table>

（注）図中 □ 部分は国内・国外財産ともに課税。 □ 部分は国内財産のみに課税

(3) タワーマンションに係る固定資産税の見直し

● 改正の内容

相続税等の節税対策に利用されていたタワーマンションについて、固定資産税と不動産取得税において低層階と高層階において格差を設けることになりました。

なお、今回の見直しは、固定資産税評価額の見直しでなく、建物全体の固定資産税額をどのように按分するに関する見直しのため、相続税評価に影響を与えません。

● 改正の概要

高さが 60m を超える超高層建築物（いわゆる「タワーマンション」）に対して課税する固定資産税、都市計画税及び不動産取得税の配分に関し、その配分基準となる専有部分の計算に関する改正です。

専有部分の床面積を、階層の差異による取引価格の変化の傾向を反映するために、階層別占有床面積補正率により補正されることになります。

● 適用時期

平成 30 年度から新たに課税される居住用超高層建築物（平成 29 年 4 月 1 日前に売買契約が締結されたものを除く）について適用されます。

(4)　災害に関する税制上の措置

- 改正の内容

災害が発生すると、通常通りの申告要件に該当・申告期限に提出できなくなる可能性が高くなります。これら災害に関する税制上の措置が 4 つの項目において講じられています。

①　直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

住宅取得等資金の贈与の適用を受ける場合、様々な要件を満たす必要がありますが、災害が発生した場合において、以下のような緩和措置が取られています。

項目	通常	災害発生時
居住要件	翌年 3 月 15 日まで又はその後、遅滞なく居住が確実な場合	免除
居住期限	翌年 12 月 31 日まで	翌々年 12 月 31 日
家屋の新築等期限	翌年 3 月 15 日まで	翌々年 3 月 15 日
住宅取得等資金の再適用	認められていない	再適用可能（※）

（※）被災者生活再建支援法が適用される自然災害により滅失等した場合に限る

②　災害が発生した場合における相続・贈与税における財産評価

被災者生活再建支援法が適用される区域内の土地等および一定の非上場株式等で、災害発生前に相続等により取得したもので、災害発生後に相続等の申告期限が到来するものについては、課税価格を災害発生直後を基準とした価額とすることができるようになります。

- 適用時期

平成 29 年 1 月 1 日以後に相続・贈与により取得する財産ついて適用されます。

③　非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予

上記の事業承継制度を参照して下さい。

④　山林に係る相続税の納税猶予

災害による森林被害のため経営の規模の拡大を行うことが困難である場合には、当初認定起算日等から 15 年（現行は 10 年）を経過する日までに経営の規模の拡大が完了していれば、納税猶予の取消事由に該当しないことになります。

(5) 医療法人に関する税制改正

● 改正の内容

①医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の適用期間が延長

出資持分あり医療法人から出資持分なしの認定医療法人への移行計画認定期間が平成 32 年 9 月まで延長されることが予定されているため、それに合わせて期間が延長されます。

②持分放棄の場合の贈与税

移行計画の認定を受けた出資持分あり医療法人の持分を有する個人が、その持分の放棄をしたことにより当該医療法人が受けた経済的利益については、当該医療法人に贈与税を課さないこととされました。

ただし、出資持分なし医療法人へ移行後 6 年以内に移行計画の認定要件に該当しないこととなった場合には、当該医療法人を個人とみなして贈与税が課されます。

① 医療法人の分類と設立

イ、分類

医療法人には、基金拠出型医療法人、出資額限度医療法人、社会医療法人等があります。

医療法人は、2016 年 3 月 31 日現在、51,958 法人あり、そのほとんどが出資持分のある出資額限度医療法人です。

ロ、医療法人の設立

平成 19 年の法改正により、新たに医療法人を設立する場合、出資持分のない医療法人（基金拠出型医療法人等）のみが許可されます。

② 出資持分なし医療法人への移行計画

国は、全ての医療法人を出資持分のない医療法人（基金拠出型医療法人等）とすべく、医療法を改正しましたが、これに応じて既存の出資持分のある出資額限度医療法人から出資持分のない医療法人（基金拠出型医療法人等）に移行した法人は、10 年間で、わずかに 513 法人です。

③ 持分の異動

イ、持分払戻し

出資持分あり医療法人の持分を有する者が退社した場合や相続があった場合には、医療法人はその出資割合に応じて法人資産を払い戻さなければなりません。

ロ、持分の譲渡

退社前又は相続前において、持分を譲渡することができます。最近ではＭ＆Ａ等に

より、持分を譲渡することが増えています。同族間の譲渡の場合には、財産評価通達に従い、持分を評価し、譲渡価格を算定します。また、相続の場合には、持分の払戻しとなり、その金額は時価純資産に対する持分相当額となります。

④　改正前の出資持分への移行に係る贈与税の納税猶予

イ、概要

出資持分あり医療法人から出資持分なし医療法人への移行を促すために、平成 26 年 10 月から 3 年間に限り、移行計画の認定制度が創設され、移行の際に出資持分の放棄などにより生じる贈与税又は相続税について納税猶予されることとなりました。

ロ、問題点

この納税猶予された贈与税・相続税については、出資持分なし医療法人への移行が完了した時点で免除されることとなりますが、一定の要件を満たす出資持分なし医療法人でなければ、その医療法人が出資持分の放棄により特別の利益の贈与を受けたものとして、当該医療法人を個人とみなして贈与税が課税されてしまいました。

このように医療法人に対して贈与税課税が生じてしまうため、出資持分なし医療法人へ移行する法人はわずかでした。

⑤　改正の概要

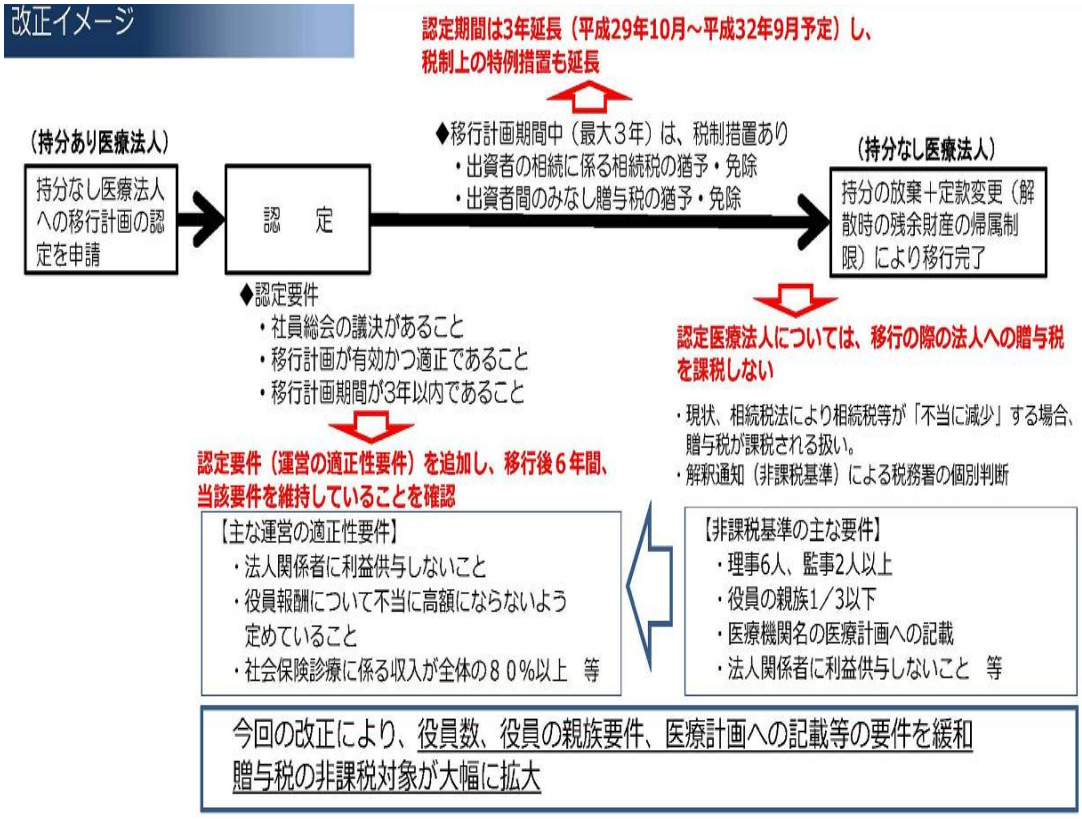

（出典：平成 29 年度厚生労働省関係税制改正事項の概要）

(6) 物納順位の見直し

● 改正の内容

相続税の納税資金を期限までに用意できない場合、一定の要件を満たす場合に物納（税額を物で納める）が認められています。この物納には順位が定められており、上場株式等の物納順位が第 2 順位から第 1 順位に切上げされました。

● 順位の変更

【改正前】

順位	物納にあてることのできる財産の種類
第 1 順位	国債、地方債、不動産、船舶
第 2 順位	社債、株式、証券投資信託及び貸付信託の受益証券
第 3 順位	動産

【改正後】

順位	物納にあてることのできる財産の種類
第 1 順位	不動産、船舶
	国債、地方債
	金融証券取引所に上場されている社債、株式及び証券投資信託の受益証券等、投資証券等
第 2 順位	金融証券取引所に上場されていない社債、株式及び証券投資信託又は貸付信託の受益証券
第 3 順位	動産

今回の改正で、上場株式等の物納順位が国債等と同等に扱われることになりました。

(7) 財産評価の見直し

● 改正の内容

取引相場のない株式を評価して株価を算出する際に用いられる「類似業種比準価額」の評価方法について、利益金額の比重の軽減、類似業種株価の選択拡大が行われ、収益力・会社規模の大きい会社において自社の株価が引下げられる効果が打ち出されました。

これに加え、広大地の評価方法、株式保有特定会社の判定基準の見直しについての改正が行われています。

① 取引相場のない株式の評価の見直し

イ、取引相場のない株式の規模区分の見直し

取引相場のない株式（株式公開していない企業）の評価方法は、会社の売上や純資産、従業員数の規模によって大会社・中会社・小会社の 3 つの評価会社に区分されます。今回の改正では、大会社や中会社の適用範囲が拡大します。

ロ、類似業種比準方式の見直し

	改正前	改正後
類似業種の株価	課税時期の前 3 ヶ月の各月の株価、前年平均株価から選択	さらに、課税時期前 2 年間平均株価を加える
計算要素の比重割合	配当金額・利益金額・簿価純資産価額＝1：3：1	配当金額・利益金額・簿価純資産価額＝1：1：1
計算要素の金額	個別決算による配当金額・利益金額・簿価純資産価額	連結決算による配当金額・利益金額・簿価純資産価額

(注)比重割合の変更

改正前においては、収益力の高い企業ほど株価が高くなりました。逆に、赤字の場合には、株価が低くなるため、株価操作が簡単にできました。

- 適用時期

平成 29 年 1 月 1 日以後の相続・贈与により取得した財産の評価から適用になります。
ただし、「イ、評価会社の規模区分」に関しての時期は明らかになっておりません。

② 立木の評価の見直し

杉・ひのきについて、現行評価額を全体的に引き下げられます。松については、原則として標準価額を定めずに個別評価することになります。

③ 広大地の評価の見直し

イ、広大地

広大地とは、その地域における標準的な宅地の地積に比して著しく地積が広大な宅地で土地計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為を行うとした場合に、公共公益的施設用地の負担が必要と認められるものをいいます（大規模工場用地及び中高層の集合住宅等の敷地用地に適している宅地を除く）。

ロ、改正内容

現行の面積に比例的に減額する評価方法から、各土地の個性に応じて形状・面積に基づき評価する方法に見直され、適用要件も明確化されます。

【路線価地区の場合】

改正前	改正後
路線価×広大地補正率（※1）×地積 ※1　広大地補正率＝ $0.6-0.05\times\frac{\text{広大地の地積}}{1,000\ \text{㎡}}$	路線価×補正率（※2）×規模格差補正率（※3）×地積 ※2　形状（不整形・奥行）を考慮した補正率 ※3　面積を考慮した補正率 補正率は、外部専門業者の実態調査に基づき今後設定される

● 適用時期

平成 29 年度の財産評価基本通達の改正を通じて、平成 30 年 1 月 1 日以後の相続等により取得した財産の評価に適用されます。

④　株式保有特定会社の判断基準の見直し

株式保有特定会社とは、保有株式及び出資の価額が総資産価額の 50%以上を占める非上場会社（会社規模関係なし）のことをいいます。

この保有の判断基準に新株予約権付社債が加わることになります。

● 適用時期

平成 30 年 1 月 1 日以後の相続・贈与により取得した財産の評価から適用になります。

第３章　法人課税

概　要

- 研究開発税制の見直しが行われます。
- 所得拡大促進税制の見直しが行われます。
- 確定申告書の提出期限の延長の特例の見直しが行われます。
- 役員給与等の損金算入の範囲が見直されます。
- 組織再編税制等の見直しが行われます。
- 中堅・中小企業支援のため、設備投資促進税制が整備されます。
- 地方拠点強化税制が拡充されます。
- 災害に関する税制上の措置が常設化されます。
- その他、円滑・適正な納税のための環境整備等が行われます。

(1) 研究開発税制の見直し

- 改正の内容

第４次産業革命を推進するため、ＡＩやビッグデータ等を活用した高付加価値なサービス開発費用が試験研究費に含まれ、研究開発税制の適用が受けられることとなります。

研究開発投資額の増減に応じた税額控除率を導入するとともに、中小企業者向けの税額控除が拡充されます。

①　研究開発税制の概要

制度の概要	試験研究費の額の一定割合の金額を、その事業年度の法人税額から控除することを認めるものです。
適用対象法人	青色申告法人
適用対象年度	解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度、清算中の各事業年度以外の事業年度
対象となる試験研究費の額	「製品の製造又は技術の改良、考案もしくは発明に係る試験研究のために要する原材料費、人件費及び経費のほか、他の者に試験研究を委託するために支払う費用などの額」をいいます。 ただし、試験研究に充てるために他の者から支払いを受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額が試験研究費の額となります。

② 現行制度と改正点の概要

現行制度と改正の概要は次のとおりです。

イ、現行制度

試験研究費の税額控除制度の区分

（イ）恒久的措置（本体）の類型

Ａ、総額型・・・試験研究費総額に係る控除制度

Ｂ、オープンイノベーション型・・・大学・国等との共同研究費用に係る控除制度

（ロ）上乗せ措置の類型

Ｃ、増加型・・・試験研究費が過去３年平均より増加した場合の控除制度

Ｄ、高水準型・・・試験研究費の売上比率が 10%を超えた場合の控除制度

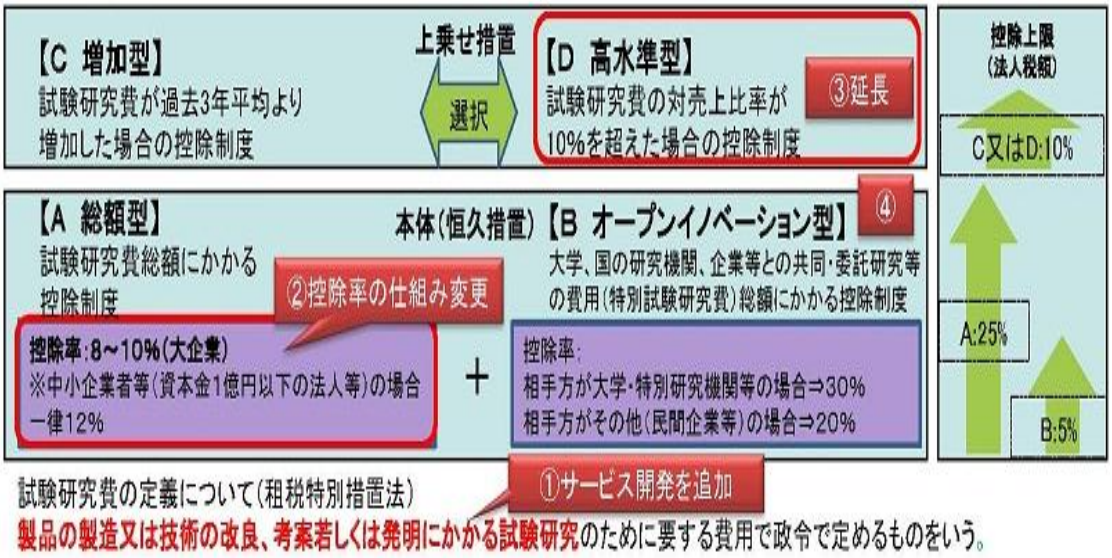

（出典：経済産業省資料）

ロ、改正点

改正点は次のとおりです。

（イ）試験研究費の範囲の追加

従来の試験研究費の範囲に加え、ＩｏＴ、ＡＩ、ビッグデータ等を活用した「第４次産業革命型」のサービス開発を対象に加えられます。

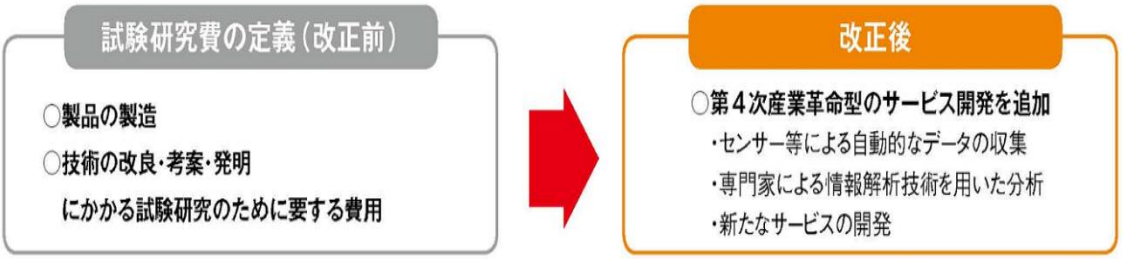

（ロ）総額型の控除率の仕組みの変更

総額型

	改正前	改正後
税額控除率	8～10% （中小法人12%）	試験研究費の増減に応じ、6%～14%※ （中小法人:12～17%※）
控除限度額	法人税額の25% （一般試験研究費）	法人税額の25% （一般試験研究費） ＊中小法人:10%上乗せ （増加率5%超の場合）※ ＊試験研究費が平均売上金額の10%超の場合: 0～10%上乗せ※ （高水準型との選択）

（出典:財務省資料）

※については、平成 31 年 3 月 31 日までに開始する事業年度までの 2 年の時限措置

ハ、上乗せ措置の廃止・延長

（イ）増加型の廃止

増加型については平成 29 年 3 月 31 日までに開始する事業年度で廃止されます。

（ロ）高水準型の延長

高水準型については適用が 2 年間（平成 31 年 3 月 31 日までに開始する事業年度まで）延長されます。

ニ、オープンイノベーション型の運用改革

共同研究・委託研究等のオープンイノベーション型の利用促進を図るため、適用要件が緩和されます。

（イ）契約変更の場合

従来は、契約変更後に支出されたものが対象であったが、改正後は契約変更前の費用も含めます（同一事業年度）。

（ロ）費用と領収書との突合

従来は、試験研究費の額の確定において領収書との突合が必要でしたが、改正では領収書との突合までは求めないことになります。

（ハ）研究に関する間接費用

従来は、試験研究となる項目が限定され、間接費用は認められていませんでしたが、改正では光熱費や修繕費等の間接費用が認められるようになります。

- 適用時期

平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。

(2) 所得拡大促進税制の見直し

- 改正の内容

大企業については、適用要件の一部を見直すとともに、控除税額に、前年度の給与等総支給額からの増加額の 2%分を上乗せします。

中小企業については、改正前の制度を維持しつつ、さらに、平均給与等支給額で前年度比 2%以上の賃上げを行う企業に対しては、控除税額にその増加額の 12%分を上乗せします。

① 所得拡大促進税制とは

青色申告書を提出する法人が、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、一定の要件を満たすときに、その事業年度の法人税額から特別控除額を控除する制度です。

② 現行制度と改正点

	改正前	改正後
大企業	【要件】 ①給与等支給総額:平成24年度から一定割合以上増加 ②給与等支給総額:前事業年度以上 ③平均給与等支給額:前事業年度を上回る 【税額控除】 ・給与等支給総額の24年度からの増加額の10% 〈要件①の増加要件割合〉 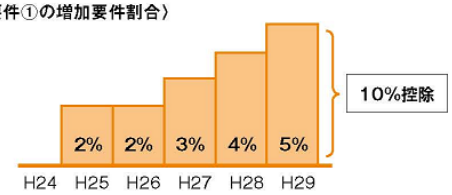 	【要件】 ①・② 変更なし ③平均給与等支給額:前年度比2%以上増の要件に変更 【税額控除】 ・給与等支給総額の24年度からの増加額に対する10%の税額控除に加え、前年度からの増加額について、2%の税額控除を上乗せ →合計12% 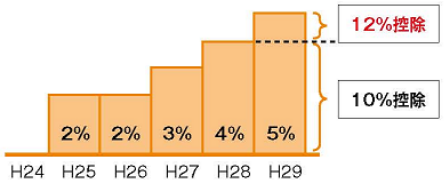
中小企業	【要件】 ①～③同上 ※但し①の増加割合は以下の通り 【税額控除】 ・給与等支給総額の24年度からの増加額の10% 〈要件①の増加要件割合〉 	【要件】 ①～③変更なし 【税額控除】 ・給与等支給総額の24年度からの増加額に対する10%の税額控除に加え、平均給与等支給額が前年度比2%以上増の場合は、給与等支給総額の前年度からの増加額について、12%の税額控除を上乗せ →合計22% 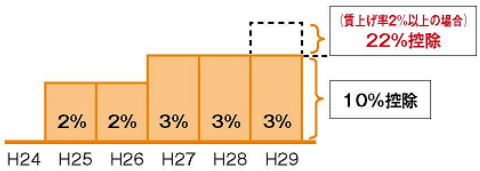

（注 1）国内雇用者

法人の使用人（法人の役員及びその役員の特殊関係者を除く。）のうち、国内事業所に勤務する雇用者をいいます。

（注 2）給与等支給額

各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。

（注 3）平均給与等支給額

$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額}}{\text{給与等月別支給対象者数の各月合計}}$$

（出典：財務省資料）

- 適用時期

平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において適用されます。

(3) 確定申告書の提出期限の延長の特例の見直し

- 改正の内容

法人が、会計監査人を設置している場合で、かつ、定款等の定めにより各事業年度終了の日の翌日から3月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、その定めの内容を勘案して 4 月を超えない範囲内において税務署長が指定する月数の期間の確定申告書の提出期限の延長が認められます。

- 適用法人

① 会計監査人を設置している法人

② 定款等の定めにより各事業年度終了の日の翌日から３月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる法人

- 適用時期

平成 29 年 4 月 1 日以後開始する事業年度において適用されます。

(4) 役員給与に関する整備

● 改正の内容

株価や中長期的な業績を反映した役員給与制度による経営者へのインセンティブ付与のための環境整備として、役員給与の見直しと損金算入対象が拡大されます。

①役員給与の範囲拡大

②利益連動給与の見直し

③事前確定届出給与、定期同額給与、退職給与の見直し

項目	現行	改正
役員給与全体	金銭、譲渡制限付株式が対象 (ストックオプションは役員給与税制の枠外で損金算入可能)	新株予約権や株式報酬も役員給与税制の対象となる
利益連動給与		
・算定指標の範囲	利益の状況に関する指標のみが対象 (営業利益、当期純利益、ROE等)	株式の市場価格の状況を示す指標及び売上高の状況を示す指標を追加する
・給与の支払	金銭による給与を前提とした、確定額を限度とする	一定の株式・新株予約権による給与(確定した数が限度)を追加する
・対象法人	非同族法人のみ	同族法人のうち、非同族法人との間に完全支配関係がある法人を追加する
・計測期間	単年度の指標のみが対象	複数年度の指標も対象
事前確定届出給与	金銭、譲渡制限付株式が対象	確定数の新株予約権や株式報酬を追加する
定期同額給与	給与額が同額であるものが対象	税及び社会保険料の源泉徴収等の後の金額が同額である定期給与を追加する
退職給与	金銭・株式・新株予約権が対象	利益その他の指標を基礎にして算定されるもののうち、利益連動給与の損金算入要件を満たさないものを除外する

● 適用時期

退職給与、譲渡制限付株式及び新株予約権に係る部分は平成 29 年 10 月 1 日以後に支給又は交付に係る決議（その決議がない場合には、その支給又は交付）をする給与について適用し、その他の部分は平成 29 年 4 月 1 日以後に支給又は交付に係る決議（その決議がない場合には、その支給又は交付）をする給与について適用されます。

(5) 組織再編税制の改正

- 改正の内容

① スピンオフ制度による税制適格要件が創設されます。

② 吸収合併及び株式交換の適格要件に係る対価要件について、少数株主に金銭を交付する場合も対価要件を満たすこととなります。

③ 組織再編成が連続する場合、当初の組織再編成の適格要件が見直されます。

④ 特定資産に係る譲渡等損失額、欠損等法人の制限措置が追加されます。

⑤ 取得年度における営業権の償却限度額が月数按分により計算されます。

⑥ 時価評価の対象となる資産から、帳簿価格が 1,000 万円未満の資産が除外されます。

① スピンオフ制度による適格組織再編

イ、改正の内容

スピンオフとは、法人の特定事業を切り出して別会社とすることで経営や資本の独立を図る方法です。

（イ）現行制度

現行制度においては、他の者による支配関係のない状況下において単独新設分割型分割により特定の事業を独立させると、非適格分割型分割となり、分割法人においては資産譲渡益に対する課税が生じ、分割法人株主においてはみなし配当課税が生じます。

（ロ）改正の概要

今回の改正により、企業の機動的な事業再編を促進するため、一定の要件を満たすことにより、他の者による支配関係がない場合においても、分割型分割や現物分配による課税の繰り延べができるようになります。

Ａ、（分割型分割）事業部門のスピンオフ

Ｂ、（現物分配）完全子会社のスピンオフ

①事業部門のスピンオフの場合（分割型分割）

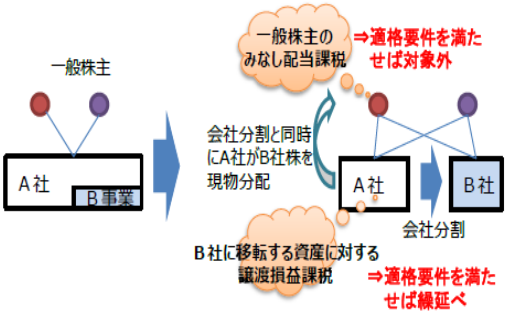

②完全子会社のスピンオフの場合（現物分配）

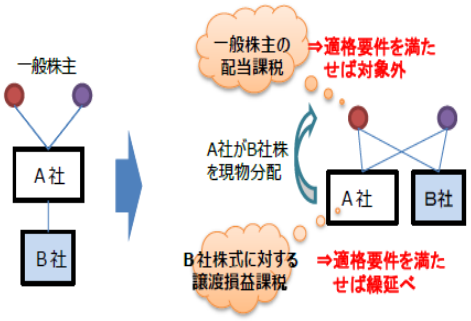

（出典：経済産業省資料）

ロ、分割型分割における適格要件

分割型分割においては、以下の要件を満たすことにより、適格分割となります。今回の改正により、支配関係がない場合の分割型分割が適格分割とされます。

<table>
<tr><th></th><th>完全支配関係がある場合</th><th>支配関係がある場合</th><th>支配関係がない場合</th></tr>
<tr><td>対価要件</td><td colspan="3">分割法人の株主の持株数に応じて、分割承継法人の株式のみが交付されること</td></tr>
<tr><td>支配関係継続要件</td><td>支配法人と分割承継法人との間に完全支配関係が継続することが見込まれること</td><td>支配法人と分割承継法人との間に支配関係が継続することが見込まれること</td><td>分割法人が分割前に他の者による支配関係がなく、分割承継法人が分割後に継続して他の者による支配関係がないことが見込まれていること</td></tr>
<tr><td>資産・負債の移転要件</td><td>なし</td><td colspan="2">分割法人の分割事業の主要な資産及び負債が分割承継法人に移転していること</td></tr>
<tr><td>従業者継続引継要件</td><td>なし</td><td colspan="2">分割法人の分割事業に係る従業者の概ね 80%以上が分割後に分割承継法人の業務に従事することが見込まれていること</td></tr>
<tr><td>事業継続要件</td><td>なし</td><td colspan="2">分割法人の分割事業が分割承継法人において引き続き行われることが見込まれていること</td></tr>
<tr><td>特定役員要件</td><td>なし</td><td>なし</td><td>分割法人の役員又は重要な使用人が分割承継法人の特定役員となることが見込まれていること</td></tr>
</table>

ハ、現物分配における適格要件

現行制度においては、完全支配関係がある内国法人間での現物出資の場合のみ適格現物分配に該当します。今回の改正により、100%子会社株式の全部を分配する現物出資についても、一定の要件を満たせば適格現物分配に該当することになります。

100%子法人株式の適格現物分配の適格要件	
対価要件	分割法人の株主の持株数に応じて、分割承継法人の株式のみが交付されること
被支配株主の存続要件	現物分配法人が現物分配前に他の者による支配関係がないものであり、子法人が現物分配後に継続して他の者による支配関係がないことが見込まれていること。
従業者継続引継要件	子法人の従業者のおおむね 80%以上がその業務に引き続き従事することが見込まれていること
事業継続要件	子法人の主要な事業が引き続き行われることが見込まれていること
特定役員要件	子法人の特定役員の全てが現物分配に伴って退任をするものでないこと

② 吸収合併及び株式交換の適格要件に係る対価要件の見直し

- 内容

吸収合併及び株式交換に係る適格要件のうち対価に関する要件について、合併法人が被合併法人等の発行済株式の 3 分の 2 以上を保有している場合には、その他の株主に対して金銭等を交付した場合でも適格要件に係る対価要件を満たすことになります。

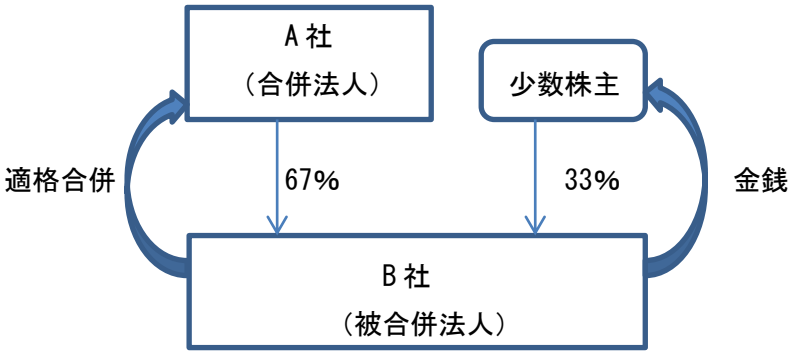

- 適用時期

平成 29 年 10 月 1 日以後に行われる組織再編成について適用されます。

③ 組織再編成の適格要件の見直し

適格要件に関し、次の見直しがなされます。

イ、企業グループ内の分割型分割について

企業グループ内の分割型分割に係る適格要件のうち支配関係継続要件について、従来は、「支配法人、分割法人、分割承継法人との間に支配関係が継続すること」が要件でしたが、改正では「支配法人と分割承継法人との間の関係が継続することが見込まれていること」とされます。

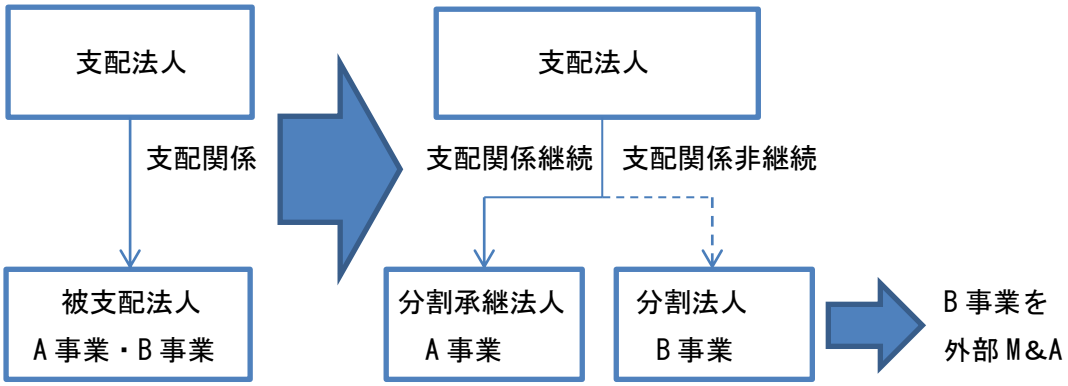

ロ、共同事業を行う場合の株式継続保有要件の見直し

（イ）現行

現行、共同事業を行うための合併、分割型分割、株式交換及び株式移転の場合、株主数が 50 人以上の場合には「持株要件」が除外されていますが、株主数が 50 人未満の場合には、80%以上の持株要件が必要でした。

（ロ）改正

株式継続保有要件に関し、被合併法人等の株式 50%超を保有するグループの株主がその交付を受けた合併法人等の株式の全部を継続して保有すると見込まれていることとされます。

株主 A：合併後、受け取った合併法人の株式を<u>一株でも処分する</u>株主

株主 B：合併後、受け取った合併法人の株式の<u>すべてを継続して保有する</u>株主

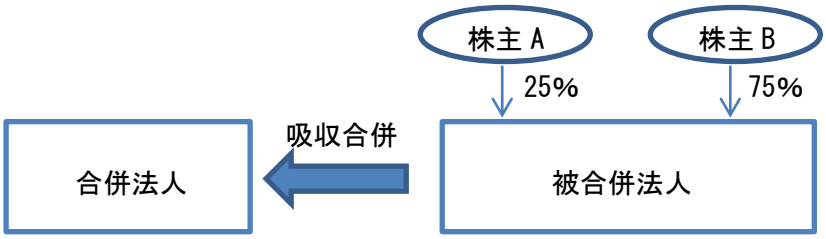

改正前・・・株主 B の保有する株式 75%＜80%→非適格合併

改正後・・・株主 B の保有する株式 75%＞50%→適格合併

- 適用時期

平成 29 年 10 月 1 日以後に行われる組織再編成から適用されます。

④　特定資産に係る譲渡等損失額、欠損等法人の制限措置

- 現行法における繰越欠損金・特定資産に係る譲渡損失額の制限のフローチャート

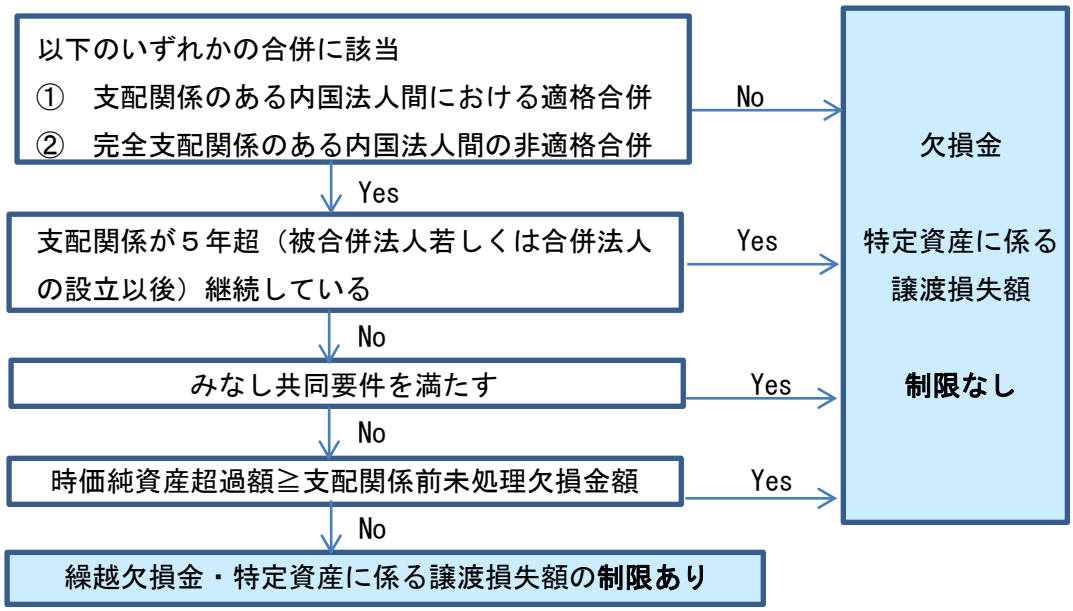

- 制限の対象

下記（ハ）が制限の対象に追加されます。

（イ）　支配関係が生じた事業年度の開始の日前に生じた欠損金

（ロ）　支配関係が生じた日以降に生じた欠損金のうち、特定資産の譲渡等損失額に相当する金額

（ハ）　支配関係発生日の属する事業年度開始の日から支配関係発生日の前日までの間に生じた特定資産の譲渡等損失額

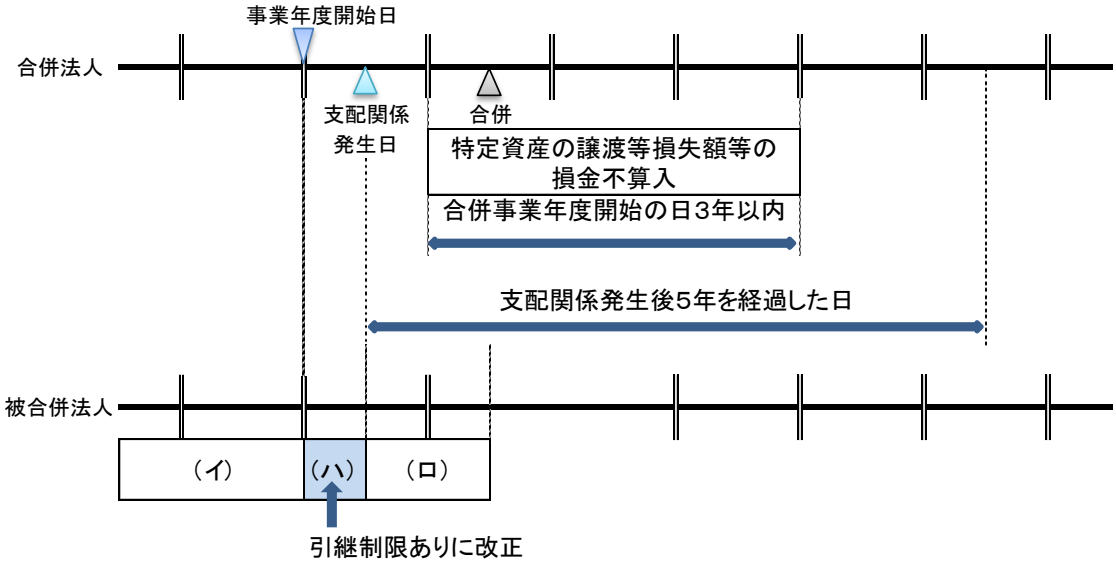

● 欠損等法人の特定資産譲渡等損失

特定株主等によって支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額の損金不算入制度について、特定支配関係が生じた事業年度において一定の事由が生じた場合のその事業年度開始の日から特定支配関係発生日の前日までの間に生じた特定資産の譲渡等損失額を損金不算入の対象に追加します。

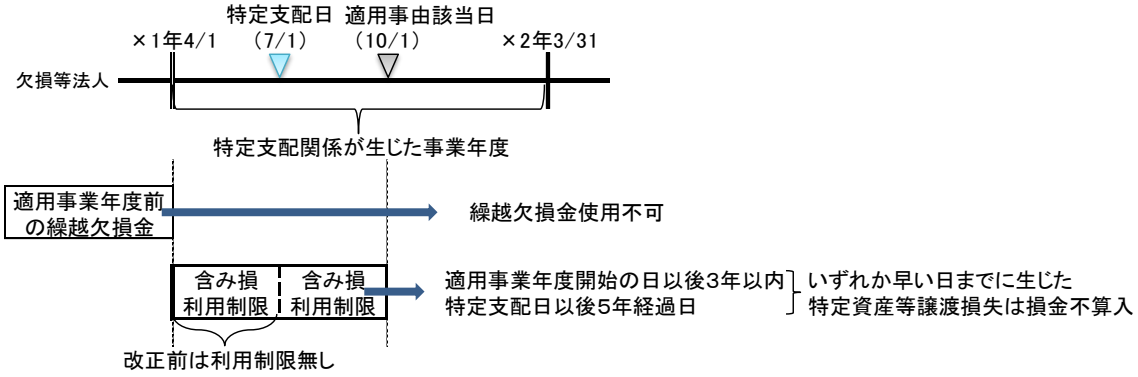

● 特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の制限措置

特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の制限措置について、下記の（ハ）が追加されます。

（イ） 支配関係事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額

（ロ） 支配関係が生じた日以降に生じた欠損金のうち、特定資産の譲渡損失等損失額に相当する金額

（ハ） 特定支配関係が生じた日事業年度開始の日から残余財産が確定した日までの各事業年度において生じた欠損金

⑤ 営業権の償却

営業権の償却方法について、取得年度の償却限度額の計算上、月割計算を行うこととなります。

⑥ 時価評価対象資産の見直し

● 内容

非適格株式交換等及び連結納税の開始又は加入に伴う資産の時価評価制度について、時価評価の対象になる資産から、帳簿価格が 1,000 万円未満の資産が除外されます。

● 適用時期

平成 29 年 10 月 1 日以後に行われる非適格株式交換等及び連結納税の開始又は加入について適用されます。

(6) 中堅・中小事業者の支援

- 改正の内容

① 地域中核企業向けに設備投資促進税制が創設されます。
② 中小企業向け設備投資促進税制が拡充されます。
③ 中小企業者に係る軽減税率も特例の適用期限が延長されます。

① 地域中核企業向け設備投資促進税制の創設

- 概要

改正を予定している企業立地促進法に基づき、地域経済を牽引する中核企業等が、地域経済に波及効果のある新たな事業に挑戦するために行う設備投資を対象に、特別償却又は税額控除ができる制度が創設されます。

対象事業は、先端技術を活かした成長ものづくり分野（医療機器、航空機等）、第 4 次産業革命関連分野（IoT、ビッグデータ、AI 等）関係や、地域の観光資源・農水産品が想定されています。

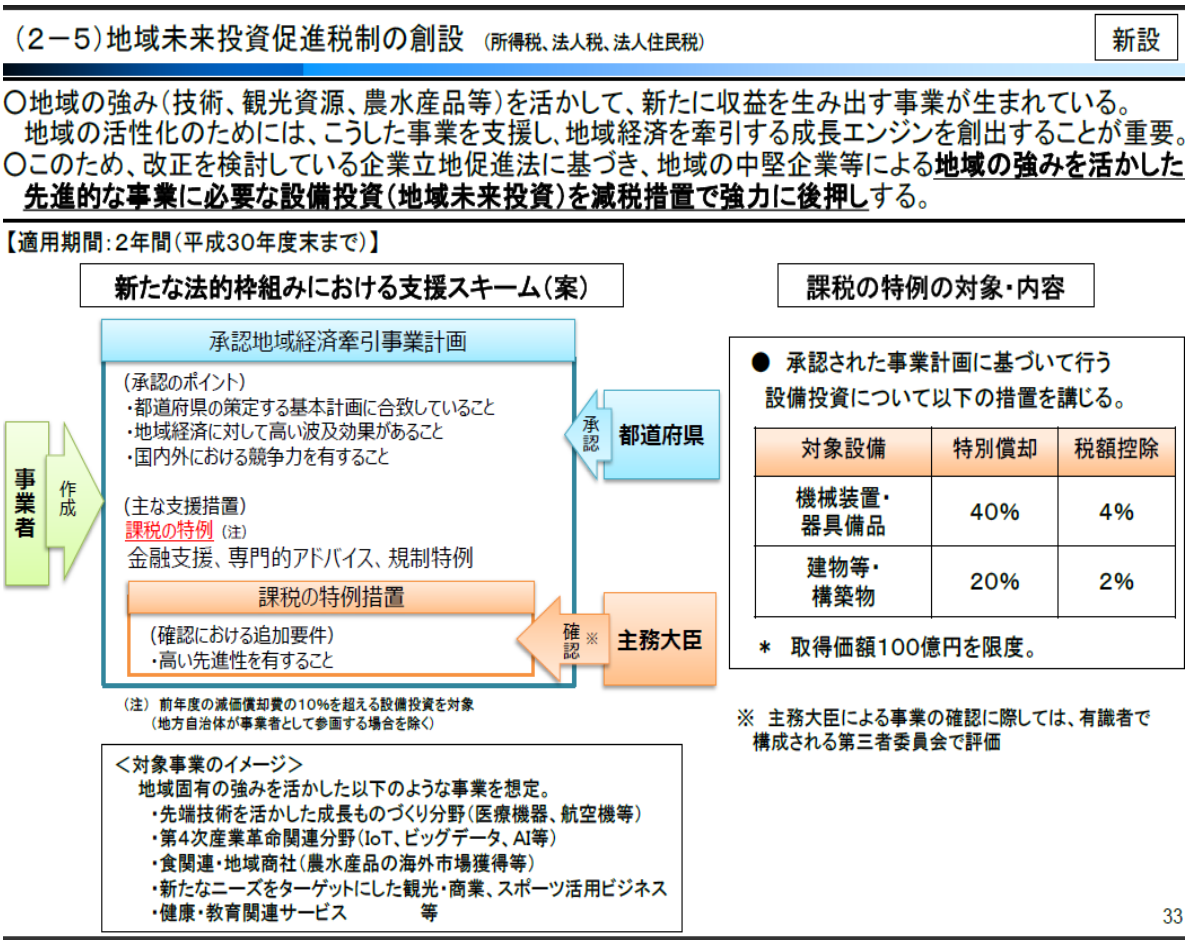

（出典：経済産業省資料）

② 中小企業向け設備投資促進税制の拡充

● 概要

中小企業の「攻めの投資」を後押しするとともに、サービス産業の生産性の向上を図るため、中小企業投資促進税制の上乗せ措置を改組し、中小企業経営強化税制を創設した上で、対象設備を拡充し、これまでの上乗せ措置において対象外であった器具備品・建物附属設備を追加します。

※中小企業者等とは

資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人をいいます。

ただし、同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が一億円を超える法人等をいいます。)に発行済株式又は出資の総数又は総額の 2 分の 1 以上を所有されている法人及び 2 以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上を所有されている法人を除きます。

イ、設備投資に係る税制

生産性向上設備投資促進税制が廃止され、中小企業経営強化税制として新たに創設されました。また、中小企業投資促進税制・中小企業活性化税制は平成 31 年 3 月 31 日まで延長されます。

税制名	対象企業	期間	対象資産	税制措置
生産性向上設備投資促進税制	廃止			
中小企業投資促進税制	中小企業者等 個人事業主	平成 31 年 3 月 31 日まで延長（器具備品については廃止）	機械装置、測定工具及び検査工具、一定のソフトウェア、貨物自動車、内航船舶	30%特別償却又は 7%税額控除 （税額控除は資本金 3,000 万円以下の中小企業に限る）
中小企業活性化税制	資本金 3,000 万円以下の法人 個人事業主	平成 31 年 3 月 31 日まで延長	器具備品・建物付属設備	30%特別償却又は 7%税額控除
中小企業経営強化税制	中小企業者等 個人事業主	創設 平成 31 年 3 月 31 日まで	機械装置、測定工具及び検査工具、ソフトウェア、器具備品、建物付属設備	即時償却又は 7%税額控除 （資本金 3,000 万円以下の中小企業は 10%の税額控除）

ロ、中小企業経営強化税制

青色申告書を提出する中小企業者等で中小企業等経営力強化法の経営力向上計画の認定を受けたものが、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの特定経営力向上設備等を取得して、事業の用に供した場合には、特別償却と税額控除を選択適用できます。

ただし、税額控除における控除税額は当期の法人税額の 20%を上限とし、控除限度超過額は 1 年間の繰越しができます。

中小企業経営強化税制は、廃止される生産性向上設備投資促進税制の代わりに創設された制度で、「経営強化法の認定を受けること」「器具備品・建物付属設備が対象資産に加えられたこと」が大きな変更点となります。

類型	生産性向上設備（A 型）	収益力強化設備（B 型）
要件	①青色申告書と提出する中小企業者等 ②**経営強化法の認定** ③生産性が旧モデル比年 1%以上改善する設備	①青色申告書と提出する中小企業者等 ②**経営強化法の認定** ③投資収益率が年平均 5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	●機械・装置（160 万円以上） ●測定工具及び検査工具（30 万円以上） ●**器具・備品（30 万円以上）** （試験・測定器具、冷凍陳列棚等） ●**建物付属設備（60 万円以上）** （ボイラー・LED 証明・空調等） ●ソフトウェア（70 万円以上）	●機械・装置（160 万円以上） ●工具（30 万円以上） ●**器具・備品（30 万円以上）** ●**建物付属設備（60 万円以上）** ●ソフトウェア（70 万円以上）
確認者	工業会等	経済産業局
その他要件	対象資産が生産等設備を構成するものであること※ 国内への投資であること 中古資産・貸付資産でないこと	
税制処置	即時償却　又は　7%税額控除(資本金 3 千万以下もしくは個人事業者は 10%)	

※事業の用に直接供される設備が対象。例えば、事務用器具備品、本店等の建物付属設備は除外

（出典：経済産業省資料）

③　中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長

●　内容

中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限が２年延長されます。

対象	本則税率		租特税率
大法人 （資本金1億円超の法人）	所得区分なし	23.4%	―
中小企業者等	年 800 万円超の所得金額	23.4%	―
	年 800 万円以下の所得金額	19%	15%

●　適用時期

平成 31 年 3 月 31 日まで延長されます。

(7)　地方拠点強化税制の拡充

●　改正の内容

地方活力向上地域において取得等した建物等の資産について法人税等の特別控除又は税額控除のいずれかを受けることができる優遇措置が１年間延長されます。

地方拠点での特定業務施設において新たに雇い入れた従業員等のうち、無期・フルタイムの新規雇用ついては法人税額控除額を上乗せする等の措置を講じます

①　適用対象法人

青色申告書を提出する法人で、事業移転・拡充先となる都道府県知事に「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」（以下「計画」といいます）を申請し認定を受けた法人が対象となります。

②　概要

イ、地方拠点税制の適用となる事業

地方拠点税制の適用となる事業は、移転型と拡充型があります。

ロ、改正の概要

（イ）特定建物を取得した場合

特別償却又は税額控除率の引上げ措置の適用期限の１年延長

（ロ）雇用促進税制の特例

無期・フルタイムの新規雇用に対する税額控除の上乗せ

（ハ）移転型事業の要件緩和

③　雇用促進税制及び地方拠点強化税制の概要

雇用促進税制	地方拠点強化税制	
	特例１	特例２
「同意雇用開発促進地域内事業所の前期比無期･フルタイムの新規雇用増（法人全体の前期比雇用増を上限）×40万円」の税額控除 要件i：法人全体の前期比雇用増が5人（中小2人）以上 要件ii：法人全体の雇用者数が前期比10%以上増 等 【同意雇用開発促進地域】 有効求人倍率が全国平均の3分の2以下であるなどの要件を満たす地域	【改正前】 特定業務施設における前期比雇用増（法人全体の前期比雇用増を上限）×50万円 （要件iiを満たさない場合、20万円） 【改正後】 特定業務施設における前期比雇用増のうち無期･フルタイムの新規雇用について、税額控除額を一人あたり10万円上乗せ※	移転型の「計画」である場合に限り、当該地方拠点における「計画」認定直前期の雇用者数に対する雇用増×30万円（最長3年間）

※特定業務施設における新規雇用者のうち非正規雇用者の比率が全国平均（40%）を超える場合、超過した非正規雇用者に関する税額控除額は一人あたり10万円減額

【特定業務施設】
事業者の事業や業務を管理、統括、運営している施設

（出典：財務省資料）

- 適用期間

平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において上乗せされます。

(8)　納税環境の整備

- 改正の内容

①法人税の納税地に異動があった場合に提出することとされている届出書について、異動後の納税地の所轄税務署長への提出が不要とされます。

②法人の設立届出書等について、登記事項証明書の添付が不要とされます。

- 適用時期

平成 29 年 4 月 1 日以後の異動等によるものから適用されます。

(9) 災害に関する措置の常設化

● 改正の内容

①災害欠損事業年度において生じた災害損失欠損金額がある場合に、その前年もしくは前々年納付の法人税額のうち一定の金額について還付を請求できることとされます。

②災害損失金額がある場合には、仮決算の中間申告による所得税の還付をすることとされます。

③被災代替資産等について、特別償却の適用ができることとされます。

① 災害損失の繰戻還付

● 制度の概要

災害欠損事業年度において生じた災害損失欠損金額がある場合には、その災害欠損事業年度前 1 年（青色申告書である場合には、前 2 年）以内に開始した事業年度の法人税額のうち、一定の金額について還付を請求することができることとされます。

＜確定申告で繰戻を請求する場合のイメージ図＞

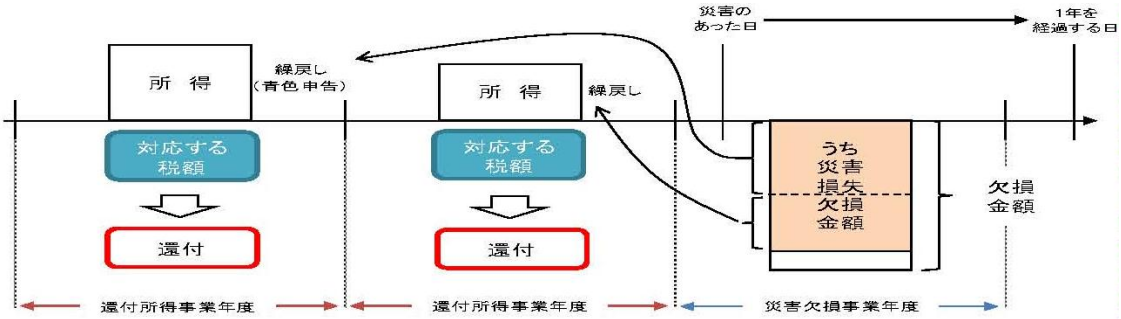

（出典：国税庁資料）

● 災害欠損事業年度

災害のあった日から同日以後 1 年を経過する日までの間に終了する事業年度又は災害のあった日から同日以後 6 月を経過する日までの間に終了する中間期間をいいます。

前年度実績の税額が 10 万円以下で法人税の中間申告を要しない場合でも、この制度による仮決算の中間申告が可能です。

● 災害損失欠損金額

災害損失欠損金額とは、災害欠損事業年度において生じた欠損金額のうち、災害損失金額（注）に達するまでの金額をいいます。

（注）災害損失金額とは、棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産について生じた滅失等による損失の額、原状回復等のための費用に係る損失の額及び被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額（保険金、損害賠償金等により補填されるものを除きます）の合計額をいいます。

● 法人税の還付額の計算

$$法人税の還付額＝還付所得事業年度の法人税額\times\frac{災害欠損事業年度の災害損失欠損金額（分母を限度）}{還付所得事業年度の所得金額}$$

● 適用時期

平成 29 年 4 月 1 日以後に確定申告書等を提出する法人について適用されます。

② 仮決算の中間申告による所得税額の還付

● 制度の概要

災害のあった日から同日以後 6 月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失金額がある場合には、仮決算の中間期間において課される所得税額（復興特別所得税額を含みます）でその法人税額から控除しきれなかった金額（災害損失金額を限度）を還付することとされました。

前年度実績の税額が 10 万円以下で法人税の中間申告を要しない場合でも、この制度による仮決算の中間申告が可能です。

● 適用時期

平成29年4月1日以後に仮決算による中間申告書を提出する法人について適用されます。

③ 被災代替資産等の特別償却

特定非常災害（注）発生日から同日の翌日以後 5 年を経過する日までの期間内に、被災代替資産等の取得等をして事業の用に供した場合には、特別償却をすることができることとされます。

● 特別償却率

被災代替資産等の区分	特定非常災害発生日から 3 年目までに取得	特定非常災害発生日から 4 年目・5 年目に取得
建物又は構築物	15%（18%）	10%（12%）
機械装置	30%（36%）	20%（24%）

※（）内の率は、中小企業者等が取得等をする場合の償却率

（注）特定非常災害とは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の規定により指定された、著しく異常かつ激甚な非常災害をいいます。

(10) その他の租税特別措置等

- 改正の内容

①土地等の譲渡益に対する追加課税制度の停止期限が延長されます。
②特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の適用要件が見直され、適用期限が延長されます。
③中小企業向けの各租税特別措置について、前 3 事業年度の平均所得金額が年 15 億円を超える事業年度の適用が停止されます。

① 土地等の譲渡益に対する追加課税制度の停止期限の延長

法人の土地譲渡益に対して、通常の法人税のほか、追加課税として特別税率（5 年超所有土地の場合 5%、5 年以下所有土地の場合 10%）が課される重課制度（平成 29 年 3 月 31 日まで課税停止中）の課税停止期限が延長されます。

- 適用時期

停止期限が平成 32 年 3 月 31 日までに延長されます。

② 特定資産の買換えの場合等の課税の特例の見直し

既成市街地等内の資産を譲渡して、市街地再開発事業により整備された施設建築物及びその敷地を取得した場合の買換特例（譲渡益の 80%部分の法人税を繰り延べる）の適用要件を見直した上で、適用期限が 3 年間延長されます。

- 適用時期

平成 32 年 3 月 31 日までに延長されます。

③ 高所得中小企業の租税特別措置の適用停止

前 3 事業年度の所得金額の平均が年 15 億円を超える事業年度については、中小企業向けの租税特別措置について適用が停止となります。

- 中小企業向けの租税特別措置

欠損金の繰戻し還付制度、交際費等の損金不算入制度、少額減価償却資産の取得価額の損金算入、試験研究費の税額控除の特例、中小企業投資促進税制、雇用促進税制の特例　等

- 適用時期

平成 31 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用となります。

第４章　消費課税

概　要

- 酒税の税率構造及び定義が見直されます。
- 車体課税が見直されます。
- 災害に係る税制上の措置が創設されます。
- 到着時免税店制度が創設されます。
- 仮想通貨の譲渡について、消費税を非課税とします。

(1) 酒税改革

- 改正の内容
  ①　発泡性酒類、醸造酒類、混成酒類に係る酒税の税率について改正されます。
  ②　ビール・発泡酒等の酒類の定義が見直されます。

①　酒税の税率の見直し

酒税の税率は、種類ごとに同一税率とするため、平成 32 年 10 月以降、段階的に改正されます。

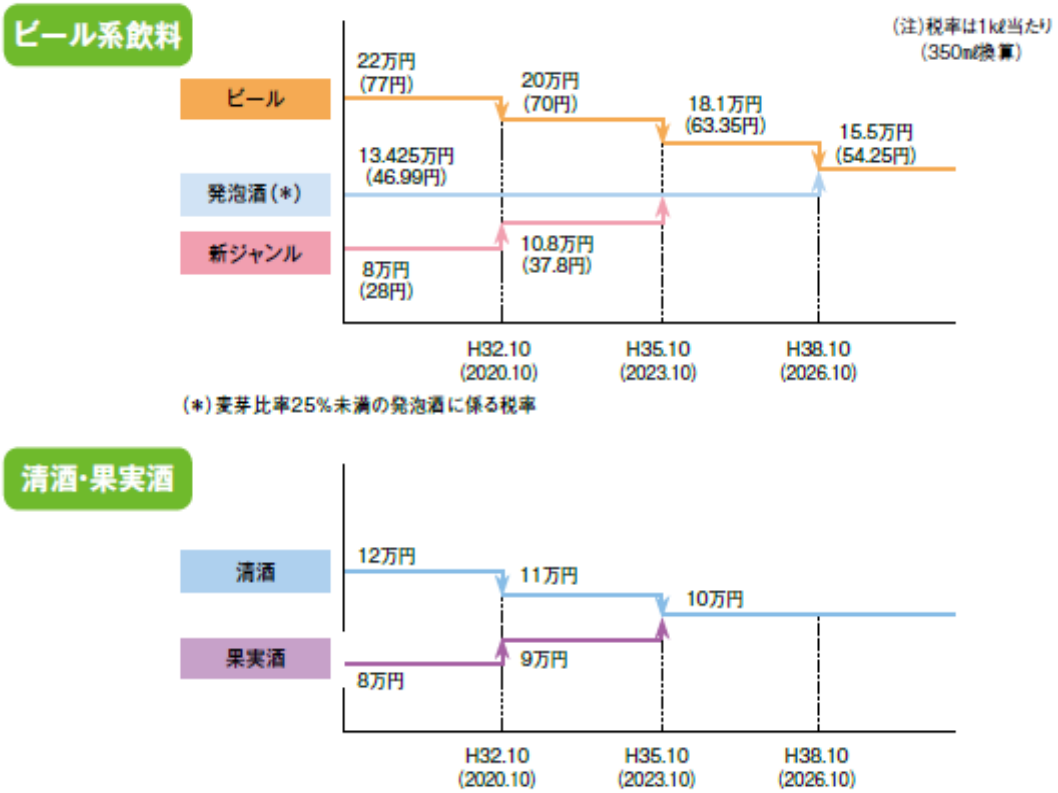

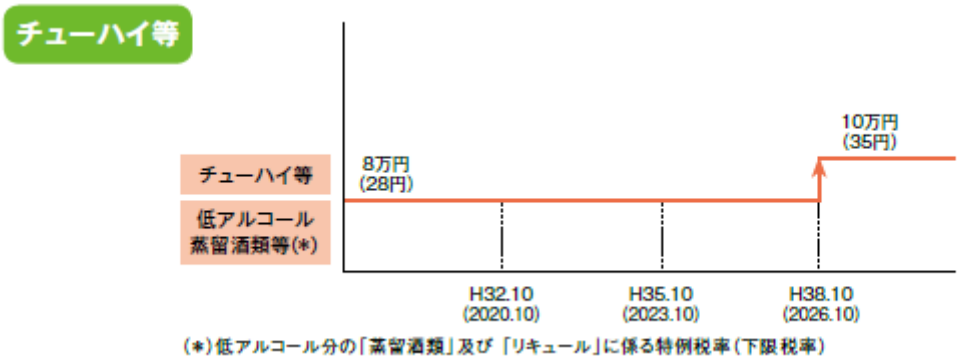

（出典：財務省資料）

② 酒類の定義の見直し

ビール・発泡酒の定義が変更され、ビールと発泡酒を区分する理由がなくなります。

現　行

品目等	定義	税率(350ml換算)
ビール	✔ 麦芽・ホップ・水・法定副原料のみ使用 ✔ 麦芽比率67%以上	77.00円
発泡酒	✔ 麦芽を使用	46.99円
新ジャンル	✔ エンドウたんぱく・ホップ等を使用 ✔ 発泡酒(ホップ使用)に麦スピリッツを混和	28.00円
その他の発泡性酒類	✔ その他(チューハイ等)	

見直し
(税率は平成38年10月時点)

ビール	✔ 麦芽・ホップ・水・法定副原料(一部拡大)のみ使用 ✔ 麦芽比率50%以上 (下線部分は平成30年4月1日施行)	54.25円
発泡酒	✔ 麦芽を使用 ✔ ホップを使用(※現行の「新ジャンル」は全て該当) ✔ その他のビール類似商品(苦味価・色度一定以上) (下線部分は平成35年10月1日施行)	54.25円
その他の発泡性酒類	✔ その他(チューハイ等)	35.00円

（出典：財務省資料）

- 適用時期

ビールの定義については、平成 30 年 4 月 1 日以降、発泡酒については平成 35 年 10 月 1 日以降に適用されます。

(2) 車体課税の見直し

- 改正の内容

①国税における自動車重量税のエコカー税制が見直され、延長されます。

②地方税における自動車取得税・自動車税・軽自動車税のエコカー税制・グリーン化特例が見直し、延長されます。

① 国税（自動車重量税）

自動車重量税のエコカー減税については 2 年間延長されますが、以下のとおり減税対象基準が段階的に厳しくなります。

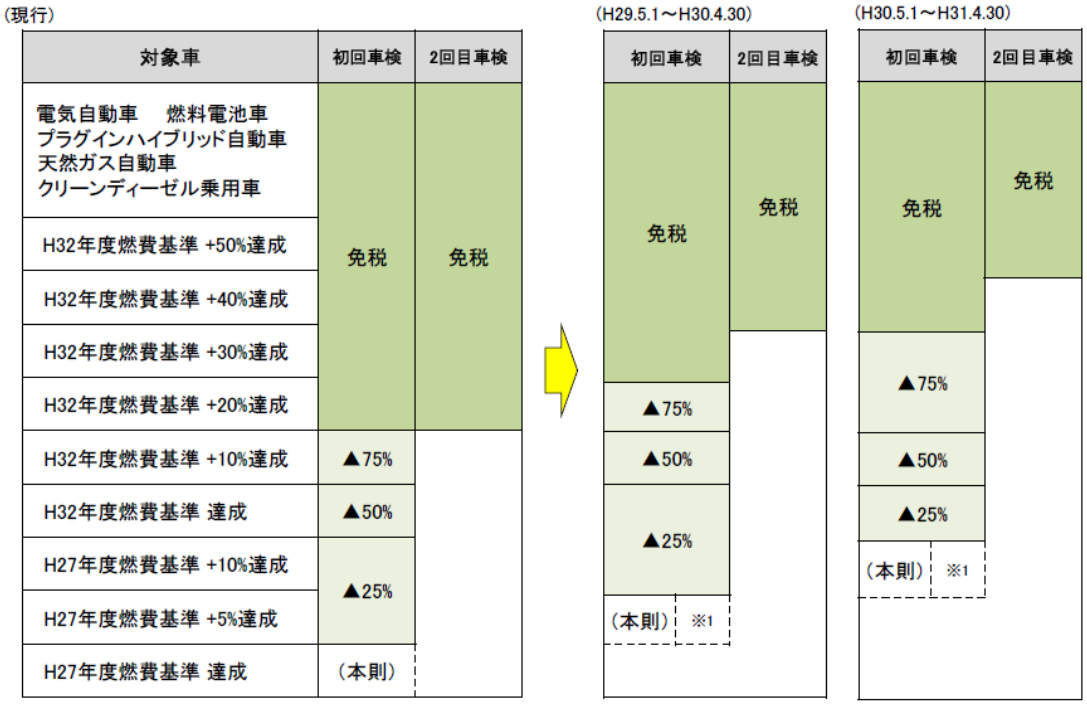

※1) ガソリン車への配慮、円滑な基準の切り替えの観点から、経過措置として、平成29年5月1日～平成30年4月30日の間は、2015年度燃費基準+5%達成しているガソリン車（ハイブリッド車、軽除く。新車。以下同じ）、平成30年5月1日～平成31年4月30日の間は、2015年度燃費基準+10%達成している車には本則税率を適用。
※2) 平成29年5月1日～平成30年4月30日の間に車検証の交付等を受ける場合、2015年度燃費基準+5%達成しているガソリン車には本則税率を適用。
また、平成30年5月1日～平成31年4月30日の間に車検証の交付等を受ける場合、2015年度燃費基準+10%達成している車には本則税率を適用。
※3) ガソリン自動車及びハイブリッド自動車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減車（★★★★）又は平成30年排出ガス基準50%低減車に限る。

（出典：環境省資料）

② 地方税（自動車取得税・自動車税・軽自動車税）

自動車取得税のエコカー減税、自動車税及び軽自動車のグリーン化特例は、2 年間延長されますが、適用基準は段階的に厳しくなります。

(3) 災害に関する消費税制上の措置

- 改正の内容

①課税事業者選択届出書等の提出時期に関する特例が創設されます。

②申告期限の延長に伴い、一定の場合中間申告書の提出不要となります。

① 課税事業者選択届出書等の提出時期に関する特例

イ、原則

（イ）提出期限　　提出期限は（課税事業者となる）事業年度開始の日の前日です。

（ロ）継続適用

一旦、課税事業者を選択した場合、2 事業年度継続しなければなりません。

ロ、特例

（イ）みなし提出期限

特定の被災事業者が、被災した日の属する課税期間から消費税の課税事業者となることを選択する場合等において、国税庁長官が別に定める日（指定日）までに課税事業者選択届出書等を提出したときは、本来の提出時期までに提出したものとみなされます。

（ロ）継続要件の不適用

この場合において、課税事業者を選択した場合の 2 年間の継続適用要件は適用されません。

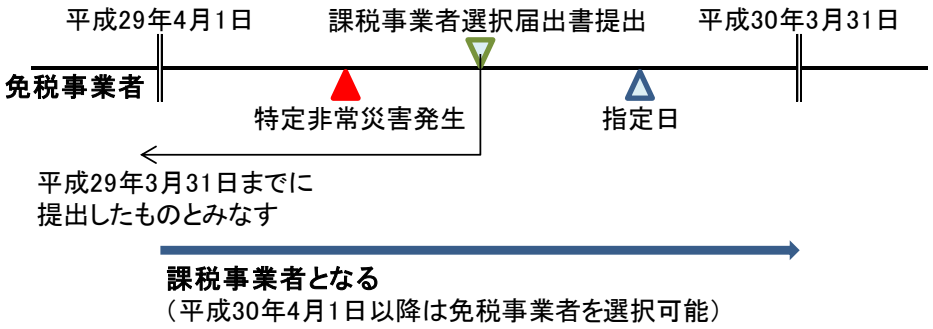

- 適用時期

平成 29 年 4 月 1 日以後に指定日が到来する特定非常災害について適用されます。

② 中間申告書の提出不要

消費税の中間申告書の提出について、（災害等の場合の）国税通則法の規定による申告期限の延長により、中間申告書の提出期限と確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、その中間申告書の提出が不要となります。

(4)　到着時免税店の導入

● 改正の内容

全国各地の空港等の到着エリアにおける免税店（いわゆる到着時免税店）において購入した物品を現行の携帯品免税制度の対象として、内国消費税が免除されます。

【入国旅客の免税品購入の流れ】

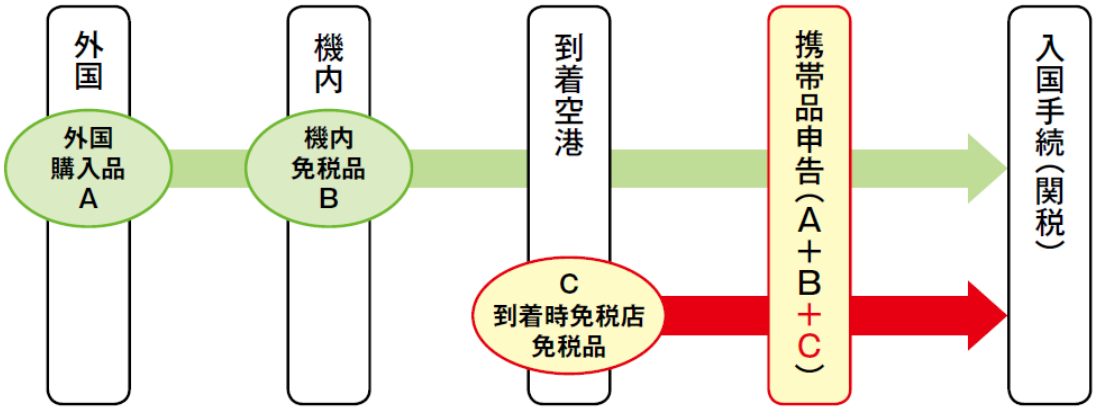

（出典：財務省資料）

● 適用時期

平成 29 年 4 月 1 日以降に適用されます。

(5)　仮想通貨（ビットコイン）に係る課税関係の見直し

● 改正の内容

資金決済に関する法律の改正により仮想通貨が支払の手段として位置づけられることから、仮想通貨の譲渡について、消費税を非課税とします。

①現行

現行、仮想通貨を譲渡した場合、資産の譲渡として消費税が課税されています。

②改正の内容

イ、非課税

平成 29 年 7 月 1 日以後、（資金決済に関する法律に規定する）仮想通貨の譲渡は、消費税法上、非課税とされます。

ロ、駆け込み購入の場合（仕入税額控除の不適用）

平成 29 年 6 月 30 日において、100 万円（税抜）以上の仮想通貨を保有し、かつ 6 月 30 日において保有する仮想通貨が、6 月 1 日～6 月 30 日の平均保有量を超える場合には、超える部分の金額に関しては、仕入税額控除の対象となりません。

第５章　国際課税

概　要

- 外国子会社合算制度等の大幅な見直しが行われます。
- 非永住者の課税所得の範囲の見直しが行われます。
- 租税条約の相互協議手続きの改正に伴う国内法の整備等が行われます。

(1) 外国子会社合算制度等

- 改正の内容

①合算対象とされる外国関係会社等の範囲が拡大されます。
②会社単位の合算課税制度が見直されます。
③受動的所得の部分合算制度が見直されます。
④外国関係会社に係る財務諸表等の添付等

①　改正の背景と問題点

イ、改正の背景

現行の制度では、次のような問題点があるため制度の見直しがなされました。

（イ）租税回避リスクを外国子会社の租税負担率（20%未満）等により把握

Ａ、経済実体のある企業の所得についても課税

Ｂ、経済実体のない課税回避の所得に対して課税しない

（ロ）出資資本を形式的に把握

Ａ、実質的に支配している場合でも課税できない

Ｂ、持株比率の計算に問題

ロ、改正のポイント

（イ）外国関係子会社の判定に実質支配基準導入、間接保有割合の算定方法見直し

（ロ）ペーパーカンパニー等特定外国子会社に対する課税強化

（ハ）トリガー税率を廃止し、事務負担軽減のため適用免除基準の引上げ

（ニ）従来の「適用除外基準」を「経済活動基準」に改め、内容の見直し

（ホ）従来の「資産性所得」を「受動的所得」に改め、対象範囲の拡大

（ヘ）二重課税調整の項目が追加

ハ、改正の問題点

世界の法人に対する租税負担率は、英国 19%（翌年 18%）、米国における税率見直しが示すように、低くなる傾向にあります。日本の租税負担率 30%では、制度の適正な運用に問題を残しています。

② 改正の全体像

現行法では、外国関係会社のうち租税負担率が 20%未満（トリガー税率）となる特定外国子会社等を合算課税の対象としていましたが、改正法では、トリガー税率を廃止し、納税義務者、課税対象となる外国関係会社の範囲を拡大しています。

＜ 改正の全体図 ＞

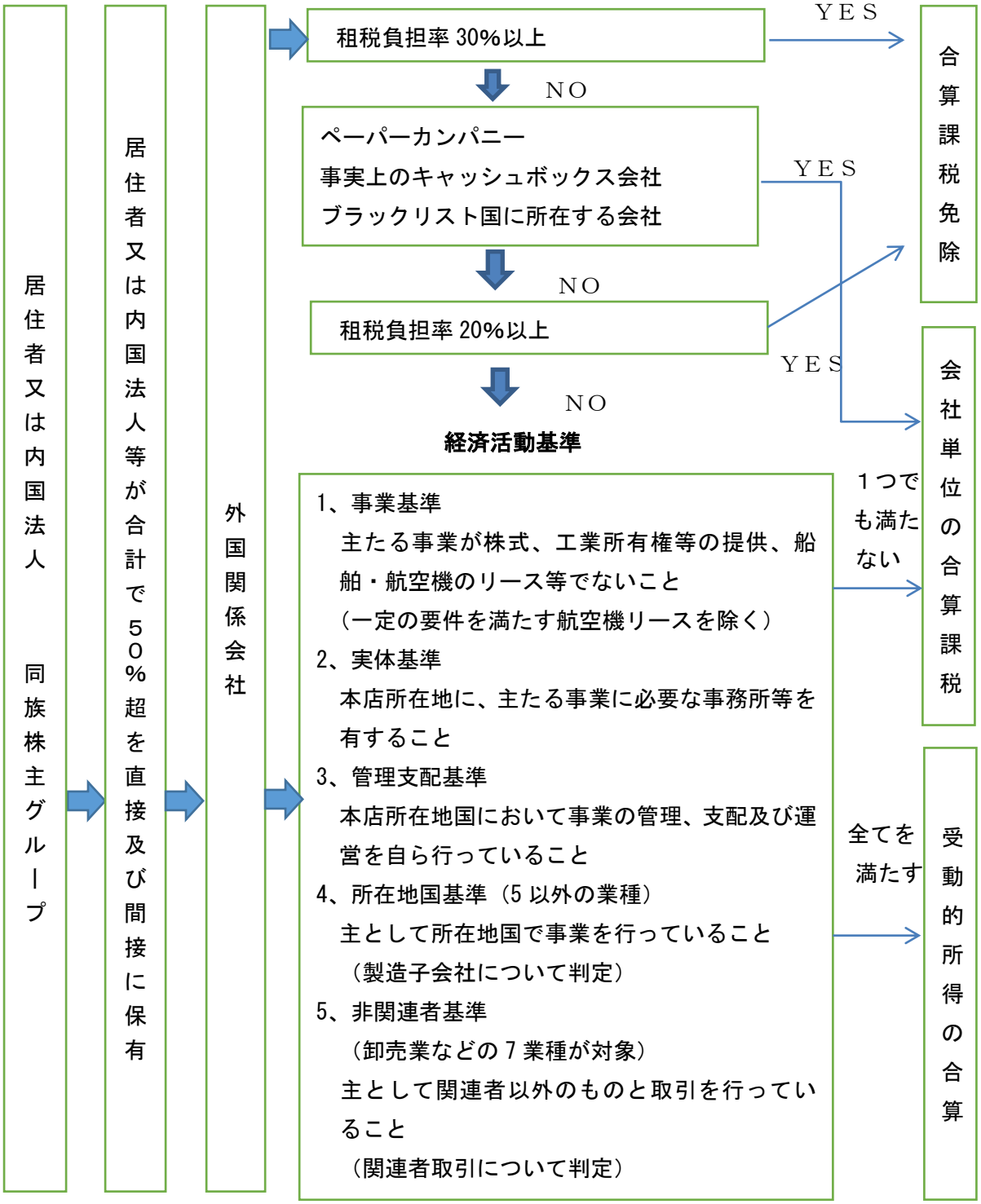

③　合算対象とされる外国関係会社等

イ、持分割合が 50%超となる場合

現行法では対象外とされる実質支配の外国法人に対し、改正法では実質支配の外国法人も対象となります。

（イ）現行法

50%超の持株比率の計算は、持株比率を単純に乗じて行います。

（ロ）改正法

改正法では、実質的に支配基準を導入し、50%超の持分割合で判定します。

（事例）

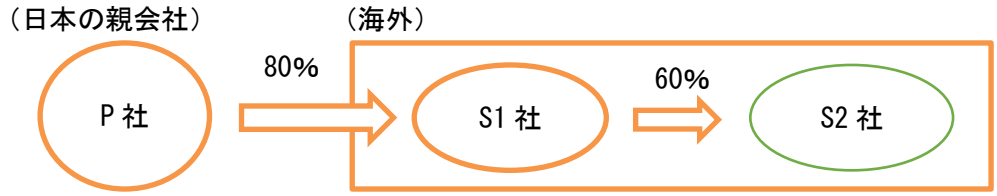

＜現行法＞

持株比率の計算に関し、単純計算して、50%基準を判定します。

S1 社　P 社保有 80%　　外国子会社に該当

S2 社　P 社保有 80%×S1 社保有 60%＝48%　　非該当

＜改正法＞

実質支配基準で判定します。

S2 社は、S1 社の子会社でかつ S1 社は P 社の子会社　　外国子会社に該当

ロ、外国法人の残余財産のおおむね全部を請求できる居住者又は内国法人がいる場合

改正法では、外国法人の残余財産のおおむね全部を請求できる居住者又は内国法人がいる場合（新設）には、次のようになります。

（イ）その外国法人　　合算対象となる外国関係会社に該当

（ロ）その居住者又は内国法人　　合算課税の対象となる納税義務者

④　会社単位の合算課税制度

イ、概要

外国関係子会社は、会社単位の合算課税又は部分所得合算課税の対象とされます。ただし、租税負担率及び区分により、合算課税の適用が免除されます。

<table>
<tr><th>租税負担率</th><th>ペーパーカンパニー等に該当</th><th>経済活動基準を１つでも満たさない</th><th>経済活動基準を全て満たす</th></tr>
<tr><td>30%以上</td><td>免除</td><td rowspan="2">免除</td><td rowspan="2">免除</td></tr>
<tr><td>20%以上 30%未満</td><td rowspan="2">会社単位の合算課税</td></tr>
<tr><td>20%未満</td><td>会社単位の合算課税</td><td>受動的所得の合算課税</td></tr>
</table>

ロ、特定外国関係会社

次のような経済実体のない会社、租税回避を目的としたと認められる外国関係会社は、会社単位の合算課税の対象となります。

特定外国関係会社	定義・要件
ペーパーカンパニー	実体基準及び管理支配基準を満たさない会社
事実上のキャッシュボックス会社	受動的所得（⑤ロの 1～10）が総資産の 30%超 （ただし、有価証券、貸付金・無形資産合計が総資産の 50%超の会社に限る）
ブラックリスト会社	租税情報の交換・協力が不十分な国に所在する会社

ハ、経済活動基準

外国関係会社の経済活動に実体があるかどうかを判定する基準は、次のとおりです。

基準の名称	その内容
事業基準	株式等の保有、工業所有権等の提供、船舶・航空機等のリース（一定要件を満たす航空機リース会社を除外）
実体基準	本店所在地国において、事業に必要な事務所、店舗・工場等を有すること
管理支配基準	所在地国において、主たる事業の管理、支配及び運営を自ら行うこと。
所在地国基準 及び非関連者基準	所在地国基準（卸売業等 8 業種以外） 主として所在地国で事業を行っていること （製造子会社に係る判定方法の整備）
	非関連者基準（卸売業、保険業等の 8 業種） 主として関連者以外のものと取引を行っていること （関連者取引の判定方法の整備）

（注）推定規定

経済活動基準を満たすことを明らかにする書類等の提出等がない場合には、その要件を満たさないと推定されます。

ニ、会社単位の合算課税の適用の免除

会社単位の合算制度は、次のような外国関係会社に対しては、適用が免除されます。

（イ）租税負担率が 30%以上の場合　全ての会社が適用免除。

（ロ）租税負担率が 20%以上の場合　特定外国関係会社を除き、適用免除。

（ハ）租税負担率が 20%未満の場合　経済活動基準を全て満たす会社は、免除。

ホ、適用対象金額の計算

合算課税の対象となる外国関係会社が 25%以上保有する会社からの受取配当に関しては、合算所得から除外されます。

改正法では、これに加え、外国関係会社の主たる事業が化石燃料の採取である場合には、10%以上保有する会社からの受取配当も合算所得から除外されます。

⑤ 受動的所得の合算課税制度

イ、概要

特定外国関係会社及び全て経済活動基準を満たす場合であっても、租税負担率が20%であり、かつ受動的所得がある場合には、受動的所得に対し、合算課税がなされます。

ロ、受動的所得の種類

受動的所得は、次のとおりです。

	所得の種類	除外項目等
1	剰余金の配当等	持分割合が25%以上等の会社(資源投資法人は10%以上)
2	受取利子等	通常業務の預金利子又は金銭貸付が主たる業務会社の利子
3	有価証券の貸付の対価	
4	有価証券の譲渡損益	持分割合が 25%以上の会社の株式等の売却
5	デリバティブ取引損益	デリバティブ取引を業とし、業務実体がある場合
6	外国為替差損益	通常の業務の過程で生じる外国為替差損益
7	1～6 に類する所得	
8	固定資産の貸付対価	本店所在地国での不動産の貸付
9	無形資産の使用料	自己開発又は相当の対価で取得した無形資産の使用料
10	無形資産の譲渡損益	自己開発又は相当の対価で取得した無形資産の譲渡損益
11	年度利益から次の金額を控除した所得 ①１～10 の所得及び ②所得控除額	所得控除は、次の金額です。 所得控除額＝（総資産額＋減価償却累計額＋人件費）×50%
12	金融子会社の異常水準の資本に係る所得	満たす

（注）金融子会社以外の会社は、上記 1～11 について適用されます。また、金融子会社の場合には、上記 8～12 について適用されます。

ハ、部分合算課税の対象となる金額

次の金額の合計額が部分合算課税対象額となります。

（イ）上記ロの 1～3、8、9 及び 11 の合計額

（ロ）上記ロの 4～7 及び 10 の合計額

二、部分適用対象金額に係る欠損金の繰越控除

外国関係会社の事業年度開始前７年以内に開始した事業年度において生じた上記ハ（ロ）に欠損金がある場合には、上記ハ（ロ）の計算上、控除する。

ホ、適用免除

（イ）外国関係会社の租税負担割合が 20%以上である場合

（ロ）部分合算課税に係る少額免除基準（現行 1,000 万円）が 2,000 万円に引き上げられます。

（ハ）（ロ）の少額免除に係る適用要件について、確定申告への書面添付及び資料の保存要件が廃止されます。

⑥　外国関係会社に係る財務諸表等の添付等

イ、財務諸表の添付

内国法人は、次の外国関係会社の財務諸表を確定申告書に添付する必要があります。

（イ）租税負担割合が 20%未満の外国関係会社

（ロ）ペーパーカンパニー等特定外国関係会社

ロ、二重課税の調整

外国関係会社の合算課税に係る外国税額については、一定金額を内国法人の法人税額から控除する。

⑦　事例

＜オランダ・ルクセンブルク等（租税負担率 30%未満）にある子会社＞

実体基準及び管理支配基準を満たさない 100%子会社（S1 社）をオランダ又はルクセンブルク等に有し、そのオランダ等の子会社を通じてさらに外国関連会社（S2 社）を設立した場合（投資ビークルの利用）。

（イ）S1 社

租税負担率 25%のオランダ等の外国子会社は、特定外国子会社（ペーパーカンパニー）に該当します。このため、合算課税の対象となります。

また、S2 社からの配当に関しては、S2 社への出資割合が 25%以上であるか否かで判定を行います。

（ロ）S2 社

直接又は間接に持株比率が 50%以上である場合には外国関係会社に該当し、合算課税又は部分課税の検討が必要です。

＜参考＞現行法

外国子会社の租税負担率が 20%以上か否かで大きく変わります。

(2) 非永住者の課税所得の見直し等

- 改正の内容

①非永住者の課税所得の範囲から、有価証券の譲渡により生じた所得のうち、国外取引に係るものを除外します。

②100%子法人株式の現物分配に係る改正が行われます。

③租税条約の相互協議手続の改正に伴う国内法が整備されます。

① 非永住者の課税所得の見直し

イ、非永住者

非永住者とは、居住者（日本国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて 1 年以上の居所を有する個人）のうち、次の要件をいずれも満たす者をいいます。

（イ）日本国籍を有していない者

（ロ）過去 10 年以内において、国内に住所又は居所を有していた期間の合計が 5 年以下である個人。

（注）住所と居所

住所とは、生活の本拠地をいい、その判定は客観的事実によります。また、居所とは、相当期間継続して居住しているものの、その場所との結びつきが住所ほど密接でない所（生活の本拠であるとまでは至らない場所）をいいます。

ロ、現行の課税範囲

非永住者は、次の所得に対し所得税が課税されます（所得税法第 7 条）。

（イ）日本国内源泉所得

（ロ）外国税額控除の対象となる国外源泉所得以外のもので、日本で支払われ、又は海外から送金されたもの

ハ、改正の内容

過去 10 年以内において非永住者であった期間に取得した有価証券を除き、次の有価証券の譲渡から生じた所得で、日本国内で支払いがなされず、また日本に送金されないものについては、所得税は課税対象外となります。

（イ）外国金融商品取引所において譲渡されるもの

（ロ）国外において、金融機関への売委託により譲渡されるもの

（ハ）国外において、金融機関の保管口座に受け入れられているもの

② 100%子法人株式の現物分配に係る改正

非居住者等株主（非居住者及び外国法人株主）が、現物分配により、現物分配法人から、100%子法人の株式の交付を受けた場合には、次の措置が講じられます。

イ、事業譲渡類似の株式等の譲渡益課税

適用要件の整備がなされます。

ロ、持株数に応じて、現物分配がなされる場合

旧株の譲渡益課税がなされます。ただし、日本国内に恒久的施設（Ｐ．Ｅ）がある場合には、課税をせず、Ｐ．Ｅがなくなった時に課税がなされます。

③　租税条約の相互主義手続きの改正に伴う国内法の整備

租税条約の相互主義手続きの改正に伴い、次のような整備がなされます。

イ、相互協議の申立

租税条約の相手国等における居住者が、国税庁長官に対し相互協議の申立を行うことができる。

ロ、仲裁の要請手続

仲裁の要請手続は、租税条約の相手国等の権限ある課税当局に対し、相互協議の申立をした者が、国税庁長官に対し仲裁の要請をすることができる。

ハ、納税猶予

国外関連者との取引に係る課税の特例等に係る納税猶予制度について所要の措置が講じられます。

第６章　納税環境の整備

概　要

- 国税犯則調査手続等が見直されました。
- 災害等があった場合における申告期限の延長手続が拡充されました。

(1) 国税犯則調査手続等の見直し

- 改正の内容

電磁的記録に係る証拠収集手続について以下の整備が行われます。

・電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法の整備
・接続サーバ保管の自己作成データ等の差押えの整備
・記録命令付差押えの整備
・差押え等を受ける者への協力要請の整備
・通信履歴の電磁的記録の保全要請の整備

- 適用時期

平成 30 年 4 月 1 日から施行されます。

(2) 災害等による期限延長制度における延長手続の拡充

- 改正の内容

国税庁長官は、災害等やむを得ない理由により、多くの納税者が期限までに申告できないと認める場合には、その対象者の範囲及び期日を指定して、当該期限を延長することができるようになりました。

- 適用時期

平成 29 年 4 月 1 日以後に生じる災害等のやむを得ない理由について適用されます。